

公開買付説明書

2026年 2 月

宝ホールディングス株式会社

(対象者：タカラバイオ株式会社)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	宝ホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075) 241-5134
【事務連絡者氏名】	経理・財務部長 浦川 貴文
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	宝ホールディングス株式会社 (京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、宝ホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、タカラバイオ株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

目 次

	頁
第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	18
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	47
6. 株券等の取得に関する許可等	47
7. 応募及び契約の解除の方法	48
8. 買付け等に要する資金	51
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	52
10. 決済の方法	53
11. その他買付け等の条件及び方法	53
第2 公開買付者の状況	55
1. 会社の場合	55
2. 会社以外の団体の場合	56
3. 個人の場合	56
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	57
1. 株券等の所有状況	57
2. 株券等の取引状況	59
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約	59
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	59
第4 公開買付者と対象者との取引等	59
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	59
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	59
第5 対象者の状況	60
1. 最近3年間の損益状況等	60
2. 株価の状況	60
3. 株主の状況	60
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項	61
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等	61
6. その他	62
公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	63
対象者に係る主要な経営指標等の推移	67

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

タカラバイオ株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）73,350,000株（所有割合（注）：60.91%）を所有し、対象者を連結子会社としております。

（注） 「所有割合」とは、対象者が2026年2月13日に公表した「2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数（120,415,600株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（133株）を控除した株式数（120,415,467株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

この度、公開買付者は、2026年2月13日、対象者の株主を公開買付者のみとして対象者を完全子会社化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として対象者株式のすべて（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するため、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,150円として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、買付予定数の下限を6,927,000株（所有割合：5.75%）としており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（6,927,000株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式のすべて（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,927,000株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

買付予定数の下限（6,927,000株）は、本公開買付けが成立した場合に公開買付者が所有することとなる対象者の議決権数の合計が対象者の議決権総数の3分の2以上となるように、対象者決算短信に記載された2025年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（120,415,600株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（133株）を控除した株式数（120,415,467株）に係る議決権の数（1,204,154個）に3分の2を乗じた数（802,770個、小数点以下切り上げ）から、本書提出日現在の公開買付者が所有する対象者株式（73,350,000株）に係る議決権の数（733,500個）を控除した議決権の数（69,270個）に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数です。このような買付予定数の下限を設定した理由は、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとすることを目的としているところ、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、対象者株式のすべて（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できずに、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載する株式併合の手続を行う場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることから、公開買付者が保有する議決権のみによって当該要件を満たすことができるようにするためです。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式のすべて（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を予定しております。本スクイーズアウト手続の概要については、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「③ 届出日以後に借入れを予定している資金」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に要する資金を株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに本銀行融資を受けることを予定しております。なお、本銀行融資に係る融資条件の詳細は、みずほ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。

また、対象者が2026年2月13日に公表した「親会社である宝ホールディングス株式会社による当社株式に対する

公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すると共に、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「⑧ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者の前身は、江戸後期以降京都伏見の地で酒造業を営む四方合名会社を発展的に改組して1925年9月に設立された寶酒造株式会社であり、その後、同業他社の吸収合併や工場の買収などを行いつつ事業規模を拡大してまいりました。1979年にはバイオ事業へと参入し、2002年4月には現在の酒類・調味料・酒精事業とバイオ事業を分割し、前者を新設会社の宝酒造株式会社（以下「宝酒造」といいます。）が、後者を対象者がそれぞれ継承し、公開買付者は持株会社に移行して、商号を寶酒造株式会社から宝ホールディングス株式会社に変更しました。また、公開買付者は、1949年5月には東京、大阪、名古屋の各証券取引所開設に伴い株式を上場し、その後京都、札幌、新潟、広島、福岡の各証券取引所にも順次上場いたしました。上場廃止あるいは証券取引所の整理・統合に伴い東京証券取引所の市場第一部のみの上場となった後、現在は東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、2022年4月に東京証券取引所プライム市場へ移行しております。

公開買付者は、本書提出日現在、公開買付者、子会社68社（対象者を含みます。）及び関連会社2社からなる企業グループ（以下当該企業グループを「公開買付者グループ」といいます。）を構成しております。公開買付者グループは「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します。」という企業理念のもと、2020年5月14日付で公表した会社創立100周年となる2025年度（2026年3月期）を最終事業年度とする長期経営構想「TaKaRa Group Challenge for the 100th」において掲げたVision「Smiles in Life～笑顔は人生の宝～」を、2025年9月に2050年度（2051年3月期）を最終事業年度とする「宝グループ 長期Vision 2050」（以下「宝グループ 長期Vision 2050」といいます。）として改定し、「酒類・日本食材領域」「ライフサイエンス産業支援領域」に加え、「新規領域」で新たな価値を提供することで、宝グループの国内外での存在感を高めていくことを目指しております。「宝酒造」が営む国内での酒類・調味料の製造・販売、「宝酒造インターナショナルグループ」（宝酒造インターナショナル株式会社及びその子会社を総称していいいます。以下同じです。）が営む海外での酒類の製造・販売、海外の日本食レストラン等への日本食材などの販売、「タカラバイオグループ」が営むライフサイエンス分野における試薬、機器などの開発・製造・販売や受託及び遺伝子医療を主たる事業としており、公開買付者は持株会社として各事業会社を統括するほか、グループ各社の間接業務の受託や不動産賃貸事業を行っております。

また、2023年5月11日付で公表した2026年3月期を最終事業年度とする「宝グループ中期経営計画2025」（以下「宝グループ中期経営計画2025」といいます。）では、「成長・強化領域への投資を加速させ、企業価値を高める3年間」を経営方針とし、連結売上高4,200億円以上、連結営業利益380億円以上、海外売上高比率60%以上（対象者を除く海外売上高比率60%以上）、ROE9.0%以上、ROIC7.5%以上を2026年3月期の定量目標として掲げ、社会課題の解決に資するバリューチェーンを強化しながら商品・サービスを通じた社会課題の解決と、長期的かつ持続的に成長原資を生み出す「稼ぐ力」の向上を統合した経営を推進してきましたが、2026年3月期は、連結売上高で3,920億円、連結営業利益で162億円と計画には未達となる見通しです。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2002年2月15日開催の寶酒造株式会社（現公開買付者）の臨時株主総会におけるバイオ部門の営業に関する分割計画書の承認決議に基づき、バイオ事業の特性を最大限に発揮し、成長力と競争力を高める事業環境を整えるために、物的分割（注1）の方法により同社のバイオ事業を承継して同社の100%子会社として、2002年4月1日に設立されたとのことです。その後、2004年12月に東京証券取引所マザーズ市場への上場を経て、2016年3月に東京証券取引所市場第一部に市場変更したとのことです。現在は、2022年4月4日付の東京証券取引所の市場区分の再編により、東京証券取引所プライム市場へ移行したとのことです。

なお、公開買付者は、公開買付者が実施した2013年9月の対象者株式の売出しにより、翌年3月末時点（発行済株式総数：120,415,600株）で、対象者株式73,350,000株を所有（所有割合：60.91%）することとなりました。

（注1） 「物的分割」とは、旧商法（平成17年改正前商法）において用いられていた会社分割手法に関する用語であり、分割会社の株主ではなく、分割会社自身が当該分割の対価として承継会社又は設立会社の発行する株式のすべてを受け取る会社分割のことを指します。

対象者は、本書提出日現在、対象者及びその連結子会社9社からなる企業グループ（以下当該企業グループを「対象者グループ」といいます。）を構成しており、主な事業は、試薬・機器等の開発・製造・販売事業、CDMO事業（注2）及び遺伝子医療事業とのことです。

（注2） 「CDMO事業」とは、製薬企業などが進める医薬品の製法開発や製造を有償で請け負う事業を指します。

対象者グループは2024年3月期にスタートした「タカラバイオグループ中期経営計画2025」（以下「タカラバイオグループ中期経営計画2025」といいます。）において、3ヵ年の定量目標及び試薬、機器、受託、遺伝子医療事業の各事業上で設定した事業戦略、また、事業構造の変革を企図した経営基盤強化戦略に基づき事業を推進しているとのことです。しかしながら、世界的なライフサイエンス研究市場の低迷が新型コロナウイルスの流行の終息後も継続し、中期経営計画策定時の前提とは大きな乖離が生じ、2026年3月期の業績については売上高、営業利益の予想値の下方修正を余儀なくされたとのことです。

また、米国の政府方針による研究助成金の大幅削減や中国市場における競合他社との競争激化など先行きの不透明感が高まっておりますが、対象者グループは、先行投資した設備などの資産を有効活用して収益を伸ばし、各事業を成長軌道に戻すことを目指しているとのことです。

公開買付者は、連結子会社である対象者を、海外拠点の拡充や研究開発力の強化等によってバイオ事業の成長を加速させるために2004年に東京証券取引所マザーズ市場に上場させ、それ以降も上場を維持することにより、機動的な外部資金調達手段の確保及び、技術の進展や競合の変化に機敏に対応できるような体制を構築してきました。加えて、対象者の業界における知名度向上や優秀な人材確保等、上場企業としてのメリットの継続的な享受を図りつつ、独自のビジネスモデルの構築・強化による対象者の成長に向けて、対象者と共に成長戦略の実行や経営課題の解決を進めてまいりました。試薬・機器事業においては北米でのM&Aなどを進めると共に、2014年の薬事法改正や再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行をチャンスととらえ、CDMO事業や遺伝子医療事業への参入・成長に向けて、設備投資やパイプラインの開発・上市に向けた研究開発費の投下などを行いつつ、2008年3月期の営業黒字化以降、持続的な増収増益基調を実現し、2020年3月期には62億円の営業利益を計上しました。また、その後のコロナ禍においては、PCR検査需要やmRNAワクチン関連の受託といった社会的な要請への対応を進め、2022年3月期には過去最高となる289億円、2023年3月期には205億円の営業利益を計上しました。

このような状況を踏まえ、対象者は、公開買付者グループの直近の中期経営計画である「宝グループ中期経営計画2025」の中で、試薬・機器の新製品開発、CDMOメニュー拡充、及び遺伝子治療等の新モダリティ創出につながる基盤技術の研究開発へ積極的に投資することで、臨床・創薬領域への事業拡大を加速させ、「ライフサイエンス産業におけるインフラを担うグローバル・プラットフォーマー」としての存在感を高めることを重要な事業方針とし、最終事業年度となる2026年3月期で150億円の営業利益を目標として掲げ、CDMO事業を中心に、補助金も活用した設備投資や人員の拡充を進めてまいりました。

しかしながら、対象者の2026年3月期の営業利益は、期初予想の25億円に対して40億円の営業赤字となる見通しを対象者決算短信で発表しており、公開買付者は、対象者が属するライフサイエンス産業支援領域は、中長期的な市場成長のポテンシャルは依然として高いものの、コロナ禍を経て事業環境が急激に変化したと認識しております。加えて、直近では、物価高・高金利等に伴う研究予算の縮減や、特に米国における研究助成金の削減などにより、研究開発活動の低下と先行き不透明感が強まっていると認識しております。

コアビジネスである試薬・機器事業では、mRNA関連技術（注3）やバイオインフォマティクスの進展に伴う研究の高度化による需要の変化や競合企業の増加に加え、中国企業を中心とした汎用品の低価格化などにより競争環境が急変しており、事業の競争力・収益性は低下してきていると認識しております。また、CDMO事業においても、日本の細胞治療・遺伝子治療分野の開発の停滞、顧客の開発方針の変更等による遺伝子医療関連分野の受託案件の減少や、遺伝子解析分野での価格競争激化、及び競合企業の参入などにより、コロナ禍の期間も含めて、これまで進めてきた多額の設備投資及び人員の増加に見合った事業収益の拡大を進めることができておらず、当初の対象者の2025年度（2026年3月期）を最終事業年度とする「タカラバイオグループ中期経営計画2025」の売上高計画143億円については未達となる見通しです。さらに、2028年3月期に稼働予定のCGCP3号棟（注4）の建設が進む中、2026年3月期にはCGCP2号棟（注5）の一部を減損しており、これらの設備投資に見合った事業成長が当初の想定どおりに進んでいない状況と認識しています。

（注3） 「mRNA関連技術」とは、RNAと呼ばれる分子の一種であり生体内でタンパク質を作るための情報となるmRNAに関連する研究分野の他ワクチン製造などで利用される技術を意味しております。

（注4） 「CGCP3号棟」とは、デュアルユース型施設として、感染症パンデミック発生時（有事）には、国の指示に基づきウイルスベクターワクチン原薬、mRNAワクチン原薬及びmRNA製造用酵素等の部素材を製造し、平時には、遺伝子治療用ベクター、核酸医薬品等を製造するCDMO事業に加え、遺伝子治療薬の製造補助剤（Ancillary Materials）等の製造や再生・細胞医療・遺伝子治療に関連する創薬事業を行う施設を指します。

(注5) 「CGCP 2号棟」とは、遺伝子治療用ウイルスベクター、細胞、mRNA、タンパク質、プラスミドベクターの他、研究用試薬や体外診断用医薬品などの製造施設を指します。

公開買付者は、こうした市場や競争環境の急激な変化等により、現在の対象者の事業は、獲得できる売上に対して、それに要する費用や資産が見合わなくなっているという構造的な問題を抱えている状況と認識しております。対象者のコアビジネスである試薬・機器事業の競争力・収益性は低下しており、また先行投資型ビジネスであるCDMO事業においても設備投資の回収に相応の時間を要する厳しい状況に直面していると考えております。また、このような状況を速やかに解消する上では、セグメント別・品目別の損益管理や原材料・製品在庫の管理など、経営管理のさらなる高度化が必要であると考えております。

一方で、対象者が2025年9月に公表した「タカラバイオグループ長期Vision2050」では、全産業のバイオトランスフォーメーション(注6)をチャンスと捉え、ライフサイエンス産業支援領域/健康・医療分野のみならず、環境や工業・エネルギー、海洋、食料・植物といった分野へと活動領域を広げ、コアコンピタンスであるDNA力(超微量の遺伝子/細胞を解析する技術と高機能・高品質な遺伝子/細胞/タンパク質を大量に製造する技術)をバイオものづくりに活用し、新たな事業領域への進出を目指す旨が示されております。また、公開買付者が同月に発表した「宝グループ 長期Vision 2050」で掲げているとおり、公開買付者グループにおいても、バイオテクノロジーをコアコンピタンスに据えて、「酒類・日本食材」と「ライフサイエンス産業支援」という既存事業領域の拡大に加え、「新規領域」で価値を創出し、食料不足や環境問題などの社会課題の解決にも貢献することで、食と健康を越えた新しい領域での価値創造や事業創出にも取り組んでいこうと考えております。

(注6) 「バイオトランスフォーメーション」とは、デジタルトランスフォーメーションによる社会の変化になぞらえ、バイオテクノロジーの進化により社会のあり方そのものを大きく変革させていくことを指します(環境破壊や資源制約といった社会課題の解決と、持続可能な経済成長を両輪で実現することを目指し、(一社)日本経済団体連合会が「バイオトランスフォーメーション(BX)戦略」として提唱しています。)

以上を踏まえ、公開買付者は、対象者の当面の課題を「収益構造改革による収益力の早期回復」及び「ライフサイエンス産業支援領域の先行き不透明感を踏まえた新たな成長戦略やビジネスモデルの確立」であると考えました。加えて、対象者を含む公開買付者グループ全体の中長期的な持続的成長に向けて、「新規事業創出への取組を強化」することも重要だと考えました。

しかしながら、これらを速やかに実現するためには、意思決定の機動性・柔軟性を高め、一時的な損益悪化による市場評価の低迷に左右されない計画の立案と実行が必要であり、対象者と公開買付者がそれぞれ上場企業として独立した経営を行っている現状においては、対象者の一般株主を含む各ステークホルダーの利益を考慮した慎重な検討が必要になり、迅速かつ柔軟な意思決定に制約が生じる状況にあります。また、対象者において公開買付者以外の一般株主が存在することから、公開買付者が対象者に対して企業価値向上に資する経営資源の提供をした場合、利益の一部が公開買付者グループ外に流出するといった問題が公開買付者の株主等から指摘される可能性もあり、機動的かつ効果的な施策を実行し、対象者を含む公開買付者グループの企業価値の最大化を図る上で、一定の限界があると考えました。加えて、対象者と公開買付者が上場企業として独立性を求められることにより、公開買付者グループ全体では組織機能の重複が存在し、経営資源の活用に非効率が生じているとも考えました。

以上の背景から、2025年9月下旬、公開買付者は、対象者の当面の課題解決のためには、対象者の完全子会社化によって、対象者と公開買付者の間で迅速かつ柔軟な意思決定ができる体制を整えると共に、親子上場関係の解消により、対象者の一般株主と公開買付者との間に構造的に生じていた利益相反が完全に解消されることが必要であると考えました。これにより、従来コーポレートガバナンス上の制約から採れなかった、公開買付者グループ一体での施策をより機動的かつ効果的に実施できるようになり、対象者の速やかな収益構造改革や新たな成長戦略やビジネスモデルの確立及び対象者を含む公開買付者グループの新規事業創出・拡大を通じて、両者が共にメリットを享受し、公開買付者グループが「宝グループ 長期Vision 2050」で示している提供価値の創造や社会的存在感の向上が実現できるものと考えました。

また、公開買付者は、対象者を非公開化して対象者の上場維持に伴う負担を解消し、コスト削減を実現することにより対象者の経営の効率化も図ることができると考えており、本取引は、対象者及び公開買付者グループの企業価値向上に資するだけでなく、お客さま、取引先、従業員の皆さまを含むあらゆるステークホルダーの皆さまにとって価値最大化を可能にするものであると確信しております。

具体的には、公開買付者は、本取引により対象者を公開買付者の完全子会社とし、対象者と公開買付者グループとのより緊密な連携を促進することで、以下のような取組やシナジー効果を期待できると考えております。

(ア) 対象者の収益構造改革の速やかな実行

公開買付者は、獲得できる売上に対して、それに要する費用や資産が見合っていないという対象者の事業が抱える構造的な問題に対し、対象者の完全子会社化によって実現される迅速で柔軟な意思決定構造を最大

限活用し、収益構造改革を進めるための施策を可能な限り速やかに実行に移すことが必要であると考えております。また、このことは、対象者の一般株主にとっても重要な状況と認識しております。

しかしながら、対象者と公開買付者がそれぞれ上場企業として独立した経営を行っている現状においては、対象者の一般株主を含む各ステークホルダーの利益を考慮した慎重な検討が必要になることから、迅速かつ柔軟な意思決定に制約が生じるため、実行できる施策が制約される部分があると認識しております。加えて、対象者の上場企業としての経営独立性の観点もあり、製造管理、在庫管理、原価管理といった事業運営の基盤となる業務やその他管理系の業務においても、両者間におけるノウハウや情報の共有、あるいは人員交流には一定の制約があるため、これらを通じた事業運営の高度化や、業務効率化、コストダウンなどの最大化が図りづらい状態にあったと考えております。

このような状況に対し、本取引によって対象者を完全子会社化し上記のような制約を解消することで、対象者の事業におけるグローバルなサプライチェーンや提供する商品・サービスなどの見直しといった、事業構造改革の迅速な意思決定と実行が可能になると考えております。また、公開買付者グループは、国内の酒類・調味料・酒精事業を中心に、製造・生産管理、在庫管理、原価管理等の高度化に継続的に取り組み、また、間接部門においても、BPRや働き方改革等も含めた多様なアプローチでのコストダウンや業務効率化を推進し、一定の成果を獲得してまいりました。完全子会社化により、対象者も含めた公開買付者グループ内でのノウハウ・情報の共有や人員交流を進めることで、公開買付者グループで培われた考え方やノウハウを、対象者における原価や販管費等の削減、業務の効率化や品質の向上にも積極的に応用することが可能となると考えております。このことを通じて、セグメント別・品目別の損益管理などに基づいた事業運営の高度化を進め、事業構造改革を迅速かつ適切に行うと共に、製造原価の低減、適正な価格設定、原料や製品在庫の適正化による運転資本の削減、間接材も含めたコストダウンや業務効率化の推進などを実現し、収益構造の変革を迅速に実現することが可能となると考えております。

(イ) 対象者も含めた公開買付者グループにおける新規事業開発の強化

公開買付者グループは、「宝グループ 長期Vision 2050」において、「バイオテクノロジー」をコアコンピタンスとして、酒類・日本食材領域では「和酒・日本食を世界の日常に」する、ライフサイエンス産業支援領域では「健康を一人ひとりへ」届ける、そして「新しい領域で価値を創る」ことにも挑戦することで、企業価値向上と社会的な存在感を高めていく考えを示しています。

公開買付者グループにおける新規事業の創出に向けては、対象者の長期ビジョンでも示されている、ライフサイエンス産業支援領域／健康・医療分野以外の、環境や工業・エネルギー、海洋、食料・植物といった「バイオものづくり」に関連する分野での商品・サービス領域も含まれることを想定しており、対象者も含めた公開買付者グループ全体として、ヒト・モノ・カネ・情報といった有形無形の経営資源を配分・投下していくことが重要であると考えております。加えて、特にアイデアの仮説検証・事業計画作成などのフェーズにおいては、対象者とは異なる公開買付者の事業領域と対象者の事業領域のそれぞれの知見やノウハウを融合していくことが不可欠であると考えております。

しかしながら、対象者と公開買付者がそれぞれ上場企業として独立した経営を行っている現状においては、対象者において公開買付者以外の一般株主が存在することから、公開買付者が対象者に対して企業価値向上に資する経営資源の提供をした場合、利益の一部が公開買付者グループ外に流出するといった問題が公開買付者の株主等から指摘される可能性もあり、対象者も含めた公開買付者グループ全体としての経営資源の配分に一定の制約があると考えております。また、対象者の上場企業としての経営独立性の観点もあり、公開買付者と対象者それぞれが蓄積してきた独自の技術やノウハウや顧客情報などは、秘密情報に該当することから情報の共有にも制約があるため、新規事業開発における知的財産や無形資産の効率的・効果的・融合的な活用を阻害する要因となりうると考えております。

このような状況に対し、本取引によって対象者を完全子会社化し上記のような制約を解消することで、利益相反の関係性が解消されることから、対象者も含めた公開買付者グループ全体としての経営資源の配分・投下における制約がなくなり、新規事業開発及び事業化に向けてより効果的かつ迅速な取組を進めることが可能となると考えております。また、対象者も含めた公開買付者グループ全体での秘密情報も含めた様々な情報の共有が可能になるため、知的財産やその他の無形資産のより効率的・効果的・融合的な活用も可能になると考えております。

これらのことを通じて、対象者のコアコンピタンスである「DNA力」を含めた「バイオテクノロジー」を活かした、公開買付者グループ全体としての新たな事業領域の創出の実現性が大きく高まるものと考えております。具体的なテーマについては、対象者と今後協議・検討していく必要がありますが、一例として、農業や環境分野における新たな技術開発やソリューションの提供による原料確保や環境負荷低減に資する商品・サービスの提供などを実現することができると考えております。

さらに、このようなプロセスを通じて、公開買付者グループにとって有益な有機化合物のバイオ技術を利

用した効率的な生産や、公開買付者グループのその他の事業が持つ国内外の様々なネットワーク等を活かした、対象者の既存事業領域拡張など、双方の既存事業を拡大することができると考えております。

こういった取組による新規事業開発やスケールアップは、対象者の既存事業である試薬・機器事業やCDMO事業などにおける、ライフサイエンス産業支援の枠を超えた新たな領域での売上・利益の獲得にもつながるものであると考えております。

(ウ) 公開買付者の基盤を活用した対象者の事業の拡張

公開買付者は、公開買付者グループ傘下の主力企業である宝酒造及び宝酒造インターナショナルグループが、酒類・日本食材領域において、長年の事業運営によって蓄積した安定的・効率的な製造・開発・販売等に係るケイパビリティに加え、国内のみならずグローバルな販売・仕入等のネットワークを有しており、日本国内の同業他社にはない強みを保持していると考えております。他方で、対象者はライフサイエンス産業支援領域において試薬・機器事業、CDMO事業及び遺伝子医療事業を展開する中、ライフサイエンス産業支援領域以外の新たな産業分野への製品・サービス拡販を企図し事業推進を行っているものの、当該分野におけるニーズを十分に捕捉できていない状況であると考えております。

こういった状況に対し、上記(ア)及び(イ)において記載したとおり、完全子会社化によって実現できる対象者との密な情報共有と連携により、公開買付者グループの保有するグローバルなネットワークの活用が可能になることで、対象者の既存事業領域であるライフサイエンス産業支援領域／健康・医療分野以外の、環境や工業・エネルギー、海洋、食料・植物といった「バイオものづくり」に関連する新たな産業分野向けの商品・サービスの開発・販売を推進し、現状より広範な範囲へと事業領域を広げることができると考えております。また、公開買付者グループの持つ安定的・効率的な製造・開発・販売等のノウハウの共有が可能になることで、対象者の既存事業における製造の効率化及び技術力の一層の強化を進めることができると考えております。

(エ) 上場維持コストの削減

対象者が上場を維持する上では、各種費用（上場料、開示書類の作成費用、株式事務代行機関への委託費用、監査費用等）や一般株主への対応等を含めた業務負担等、経営上の負担が必要であり、さらには、近年のコーポレートガバナンス・コードの改定、資本市場に対する規制の強化等により、開示に要する費用や監査費用等の継続的に必要なコスト及び業務負担は今後も増加していく見通しであると認識しております。

これに対して、対象者の非公開化が実現した場合は、かかるコスト・業務負担を削減することが可能となり、対象者の収益構造改革にも資すると考えております。

公開買付者は、対象者の分割元の会社であり、2002年の会社分割以降も対象者と良好な関係を継続し、既に対象者の事業や社内体制、企業風土などを最もよく理解している公開買付者が対象者の完全親会社となることで、上記のような期待できる取組やシナジーを迅速に実行できると考えております。それにより、対象者の速やかな黒字化への回復を実現すると共に、既存の試薬・機器事業やCDMO事業などにおける、ライフサイエンス産業支援の枠を超えた新たな領域での売上・利益の獲得と、新規事業の開発の両輪を活用した長期的な成長戦略の確立が実現できると考えております。

なお、本取引が成立した場合、対象者株式の上場が廃止されることとなりますが、上場廃止に伴うデメリットとして、一般的には、資本市場から資金調達を行うことができなくなることや、取引先を含む外部からの社会的信用の獲得、知名度の維持といった上場企業であることによるメリットを享受できなくなることが挙げられます。しかしながら、資金調達においては、現時点の対象者の財務基盤は健全であることや公開買付者グループの信用力を活用できることから、資金調達に関する影響はないと考えております。また、対象者と取引先の信頼関係は既に一定程度構築されており、上場廃止を理由に既存の取引関係が大きく剥落することはないと考えられること、対象者においてこれまでの事業運営により積み重ねられてきた社会的信用や知名度は、上場廃止により直ちに失われるものではなく、むしろ対象者が上場企業として長期間の事業運営によって一定の社会的信用を積み上げてきた公開買付者の完全子会社となることで維持・向上することが期待されることから、本取引後も、上場廃止に伴うデメリットによる影響は僅少であり、上記の対象者の企業価値向上が見込まれるメリットを上回らないものと考えております。

上記背景、目的、期待するシナジー効果を念頭に、公開買付者は、2025年9月下旬、対象者を完全子会社化し、経営資源を迅速かつ柔軟に相互活用できる体制を整えることで、対象者及び公開買付者グループのより一層の企業価値向上を実現することが可能となるとの見込みを立て、対象者の完全子会社化に関する初期的な検討を開始いたしました。

公開買付者は、2025年10月1日、対象者に対し、本取引の実施に向けた初期的な検討を開始した旨の通知を行った後、2025年10月10日に、公開買付者に対して、対象者としても本取引の実施の初期的な検討を開始する旨の

回答がなされました。その後、2025年10月15日に、公開買付者グループ及び対象者グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、2025年10月22日に公開買付者グループ及び対象者グループから独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、対象者の完全子会社化に係る協議・交渉を行う体制を構築いたしました。その後、2025年10月30日、対象者に対し、本取引の背景及び目的、想定されるシナジーを記載した初期的提案書（以下「意向表明書」といいます。）を提出いたしました。

その後、公開買付者と対象者は、2025年11月中旬から本取引に向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。具体的には、公開買付者は、本公開買付けの実現可能性及び公開買付者として見込むシナジーの精査のため、2025年11月中旬から2026年1月中旬まで、対象者に対してデュー・ディリジェンスを実施すると共に、並行して対象者及び本特別委員会（下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（i）検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。）との間で、本取引の意義・目的や、本取引によって創出が見込まれるシナジー効果、本取引後の対象者の経営体制・事業方針について協議を実施いたしました。公開買付者は2025年11月28日に、本特別委員会より意向表明書を踏まえた、本取引を実施する意義・目的、本取引のスキーム、本取引後の経営方針等に関して書面による質問を受領し、同年12月11日に当該質問事項について書面による回答を行うと共に、同月17日開催の本特別委員会において、当該質問事項に対する質疑応答及び本取引の意義・目的に関する意見交換を行いました。さらに公開買付者は、本特別委員会より、同月23日に、本取引を実施する意義・目的や本取引の条件等に関する追加の質問を書面により受領したため、当該質問事項について、2026年1月7日に書面による回答を行いました。

また、公開買付者は、2026年1月15日以降、対象者との間で、本公開買付価格及び本公開買付けに係る下限に関して複数回にわたる交渉を重ねてまいりました。具体的には、公開買付者は、公開買付者が対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報、当該情報を前提としてファイナンシャル・アドバイザーである野村證券が実施した初期的な対象者株式の価値分析を総合的に勘案し、2026年1月15日、本公開買付けにおける本公開買付価格を950円（2026年1月15日の前営業日である2026年1月14日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値817円に対して16.28%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。プレミアムの数値（%）について以下同じです。））、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値797円（小数点以下を四捨五入。終値単純平均値の計算において以下同じとします。）に対して19.20%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値848円に対して12.03%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値881円に対して7.83%のプレミアム）とすること、買付予定数の下限は対象者の発行済株式総数（自己株式数を除く）の3分の2から公開買付者が保有している対象者株式数を控除した数とすること、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）は対象者の一般株主に対して十分な検討期間を与える目的で34営業日とすることを含んだ本取引に関する提案（以下「第1回提案」といいます。）を行いました。これに対し、同月20日、公開買付者は対象者及び本特別委員会より、第1回提案における本公開買付価格は、対象者株式の市場株価動向、過去の類似事例におけるプレミアム水準、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券（下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（i）検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。）及び本特別委員会のファイナンシャル・アドバイザーであるブルータス・コンサルティング（下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（i）検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。）が実施中であった対象者株式の株式価値算定の内容等に照らして、到底十分といえる水準ではないとして、本公開買付価格の再検討を要請され、また、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定や公開買付期間についても、対象者の一般株主の利益確保の観点から本公開買付価格と併せて総合的な検討を行うよう要請されました。

これを受けて、同月21日、公開買付者は、本公開買付価格を1,020円（2026年1月21日の前営業日である2026年1月20日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値823円に対して23.94%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値809円に対して26.08%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値839円に対して21.57%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値881円に対して15.78%のプレミアム）とし、買付予定数の上限及び下限並びに公開買付期間等の本公開買付価格以外の本公開買付けの条件に関しては変更しないとする再提案（以下「第2回提案」といいます。）を行いました。これに対し、同月23日、公開買付者は対象者及び本特別委員会より、第2回提案における本公開買付価格は、第1回提案からの増額が限定的であり、対象者株式の市場株価動向、過去の類似事例におけるプレミアム水準、大和証券及びブルータス・コンサルティングが実施中の対象者株式の株式価値算定の内容等に照らして、依然として十分と言える水準から大きく乖離しているため、本公開買付価格の再検討を改めて要請されました。

これを受けて、同月27日、公開買付者は、本公開買付価格を1,080円（2026年1月27日の前営業日である2026年1月26日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値809円に対して33.50%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値817円に対して32.19%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値829円に対して30.28%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値881円に対して

22.59%のプレミアム)とする再提案(以下「第3回提案」といいます。)を行いました。これに対し、同年2月3日、公開買付者は対象者及び本特別委員会より、第3回提案における本公開買付価格は、対象者株式の市場株価動向、過去の類似事例におけるプレミアム水準、本取引により発現するシナジーの一般株主への公正な分配の観点等を総合的に考慮すると、一般株主の利益確保の観点からは十分な水準ではないとして、本公開買付価格の再検討を改めて要請されました。

これを受けて、同月5日、公開買付者は、本公開買付価格を1,110円(2026年2月5日の前営業日である2026年2月4日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値803円に対して38.23%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値814円に対して36.36%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値816円に対して36.03%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値876円に対して26.71%のプレミアム)とする再提案(以下「第4回提案」といいます。)を行いました。これに対し、同月6日、公開買付者は対象者及び本特別委員会より、第4回提案における本公開買付価格は、過去の類似事例におけるプレミアム水準等を総合的に考慮すると、一般株主の利益確保の観点からは十分な水準ではないとして、本公開買付価格の再検討を改めて要請されました。

これを受けて、同月9日、公開買付者は、本公開買付価格を1,150円(2026年2月9日の前営業日である2026年2月6日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値797円に対して44.29%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値815円に対して41.10%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値813円に対して41.45%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値874円に対して31.58%のプレミアム)とする再提案(以下「第5回提案」といいます。)を行いました。これに対し、同日、公開買付者は対象者及び本特別委員会より、本公開買付価格を1,150円とすることを応諾する旨の回答を受領しました。

以上の検討、協議を踏まえ、公開買付者は、2026年2月13日、本取引の一環として、本公開買付価格を1,150円として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(i) 検討体制の構築の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から、2025年10月1日に本取引の実施に向けた初期的な検討を開始した旨の通知を受けた後、2025年10月10日に、公開買付者に対して、対象者としても本取引の実施の初期的な検討を開始する旨の回答を行い、その後、改めて2025年10月30日に意向表明書を受領したとのことです。当該提案を受けて、対象者は、本取引の検討並びに公開買付者との本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、公開買付者が対象者の支配株主(親会社)であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、2025年11月11日に公開買付者グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立した法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所(以下「大江橋法律事務所」といいます。)を、同日に公開買付者グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)をそれぞれ選任したとのことです。対象者は、本取引の公正性を担保するため、当該アドバイザーの助言を踏まえ、直ちに、公開買付者から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。具体的には、対象者は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり特別委員会の設置に向けた準備を進めた上で、2025年11月11日開催の臨時取締役会決議(その後の変更決議を含み、以下同じです。)により、金融機関や事業会社での豊富な実務経験や大学での経済学の教授を務め豊富な学術的知見を有する河島伸子氏(社外取締役、独立役員)、弁護士として法務における高度な専門性及び知見を有する鎌田邦彦氏(社外監査役、独立役員)及び公認会計士として監査法人での豊富な実務経験と国内での複数の事業会社での経営に携わった経験や知見を有する姫岩康雄氏(社外監査役、独立役員)の3名から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)(本特別委員会の検討の経緯及び判断内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置し、対象者取締役会は、2025年11月11日、(i)本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)、(ii)本取引の取引条件(本取引における対価を含む。)の公正性・妥当性、(iii)本取引に至

る交渉過程等の手続の公正性、(iv)上記(i)から(iii)を踏まえ、対象者取締役会が本取引を行う旨（本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すると共に、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを推奨すること、及び完全子会社化に必要な手続を行うこと。）の意思決定をすることが適切かを勧告し、また対象者の一般株主にとって公正・妥当であるかについて意見を述べ、最終的に答申書にまとめ、対象者取締役会に提出すること（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(i)対象者取締役会は本特別委員会の判断を最大限尊重して意思決定するものとする、及び(ii)本特別委員会が本取引の条件につき公正・妥当であるとの判断に至らなかった場合、対象者取締役会は当該条件による本取引に賛同しないものとすることを決議すると共に、本特別委員会に対し、(i)対象者の役職員から、本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、(ii)本取引の取引条件等に関する交渉について、対象者に対して意見を述べる権限、(iii)対象者が選任した対象者の外部専門家アドバイザーを承認（追認を含みます。）する権限、(iv)対象者の費用負担において、対象者の外部専門家アドバイザーに助言を求める権限、(v)対象者の費用負担において、本特別委員会独自の外部専門家アドバイザーを選任する権限を付与することを決議したとのことです（当該取締役会における決議の方法については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

なお、本特別委員会は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2025年12月12日、上記の権限に基づき、公開買付者グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立した独自の法務アドバイザーとして弁護士法人淀屋橋・山上合同（以下「淀屋橋・山上合同」といいます。）を、公開買付者グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）をそれぞれ選任する旨を決定したとのことです。

また、対象者は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びに対象者の法務アドバイザーである大江橋法律事務所について、公開買付者グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否からの独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けたとのことです。

さらに、対象者は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「⑦ 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者グループから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を対象者の社内に構築すると共に、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けているとのことです。

(ii) 検討・交渉の経緯

対象者は、大和証券から対象者株式の価値算定結果に関する報告、公開買付者との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けると共に、大江橋法律事務所から本取引における手続きの公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、本取引の是非及び妥当性について慎重に協議及び検討を行ってきたとのことです。

具体的には、対象者は、2025年10月30日に意向表明書を受領したことを踏まえて、本特別委員会における検討・協議を進め、2025年11月28日に、本特別委員会より公開買付者に対し本取引の意義・目的に関して書面による質問をしたところ、2025年12月11日に、公開買付者から当該質問事項について書面による回答を受け、同月17日開催の本特別委員会において、当該質問事項に対する質疑応答及び本取引の意義・目的に関する意見交換を行ったとのことです。さらに対象者及び本特別委員会が同月23日に、本取引を実施する意義・目的や本取引の条件等に関する追加の質問を書面により行ったところ、当該質問事項について、2026年1月7日に書面による回答を受けたとのことです。

本公開買付価格や買付予定数の下限、公開買付期間について、対象者は、2026年1月15日以降、公開買付

者との間で、複数回にわたる交渉を重ねてきたとのことです。具体的には、対象者及び本特別委員会は、公開買付者が対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報、当該情報を前提としてファイナンシャル・アドバイザーである野村證券が実施した初期的な対象者株式価値分析及び当該情報を前提として公開買付者で実施した初期的な対象者株式価値分析内容を総合的に勘案した結果として、公開買付者から、2026年1月15日に本公開買付価格を950円（2026年1月15日の前営業日である2026年1月14日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値817円に対して16.28%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値797円に対して19.20%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値848円に対して12.03%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値881円に対して7.83%のプレミアム）とすること、買付予定数の下限は対象者の発行済株式総数（自己株式数を除く）の3分の2から公開買付者が保有している対象者株式数を控除した数とすること、公開買付期間は対象者の一般株主に対して十分な検討期間を与える目的で34営業日とすることを含んだ本取引に関する第1回提案を受けたとのことです。しかし、対象者及び本特別委員会は、同年1月20日、本公開買付価格是对象者の一般株主の利益に対して十分な配慮がなされた水準とは認められないとして本公開買付価格に加え、買付予定数の下限や公開買付期間といった公開買付けの条件の総合的な再検討を要請したとのことです。これを受けて、公開買付者から、同月21日に、本公開買付価格を1,020円（2026年1月21日の前営業日である2026年1月20日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値823円に対して23.94%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値809円に対して26.08%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値839円に対して21.57%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値881円に対して15.78%のプレミアム）とする第2回提案を受けたとのことです。しかし、対象者及び本特別委員会は、同月23日に、本公開買付価格は、直近の1年間において、業績予想を2回（2025年3月期、2026年3月期）下方修正したことを受け、当該各下方修正の公表翌営業日の対象者の株価は前営業日比でいずれも一時期10%超下落しているといった対象者株式の市場株価動向、過去の類似事例（公正なM&Aの在り方に関する指針（以下「M&A指針」といいます。）が公表された2019年6月28日から2025年11月28日までに実施された親会社による完全子会社化を企図した公開買付けによる非公開化事例をさし、以下「類似過去事例」といいます。）の合計82件におけるプレミアム水準（基準日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値に対するプレミアムの中央値である38.0%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値である39.9%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値である39.5%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値である38.0%）、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券及びプルータス・コンサルティングが実施した対象者株式の株式価値算定の内容等に照らして、対象者の一般株主の利益の確保に十分な水準であると依然として認められないとして本公開買付価格の再検討を改めて要請したとのことです。その後、対象者及び本特別委員会の要請を受け、公開買付者から同月27日に、本公開買付価格を1,080円（2026年1月27日の前営業日2026年1月26日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値809円に対して33.50%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値817円に対して32.19%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値829円に対して30.28%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値881円に対して22.59%のプレミアム）とする旨の第3回提案を受けたとのことです。しかし、対象者及び本特別委員会は、同年2月3日に、本公開買付価格では、引き続き、対象者の一般株主に対して応募推奨を行うことはできないとして、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。その後、対象者及び本特別委員会の要請を受け、公開買付者から、同月5日、本公開買付価格を1,110円（2026年2月5日の前営業日2026年2月4日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値803円に対して38.23%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値814円に対して36.36%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値816円に対して36.03%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値876円に対して26.71%のプレミアム）とする旨の第4回提案を受けたとのことです。しかし、対象者及び本特別委員会は、同年2月6日に本公開買付価格は、引き続き本公開買付けに賛同し、対象者の一般株主に対し応募推奨をできる水準ではなく、当該価格が十分な水準でない場合は「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」の設定の検討が必要であるとして、本公開買付価格の再検討を依頼したとのことです。その後、対象者及び本特別委員会の要請を受け、公開買付者から、同月9日に、本公開買付価格を1,150円（2026年2月9日の前営業日2026年2月6日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値797円に対して44.29%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値815円に対して41.10%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値813円に対して41.45%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値874円に対して31.58%のプレミアム）とする旨の第5回提案を受けたとのことです。その結果、2026年2月9日、対象者及び本特別委員会は、類似過去事例におけるプレミアム水準と比較して遜色ない水準と評価できることから、公開買付者の提案にあるとおり本公開買付価格を1,150円とすることをもって本公開買付けに対する賛同及び応募推奨意見を表明す

る方向で調整を図る旨を回答したとのことです。

以上の検討・交渉過程において、対象者は、本公開買付価格に関する公開買付者との協議及び交渉にあたり、本特別委員会から聴取した意見並びに大和証券及び大江橋法律事務所からの助言を踏まえて検討を行っており、その際、本特別委員会においては、随時、本特別委員会のアドバイザーであるブルータス・コンサルティング及び淀屋橋・山上合同から助言を受けると共に、対象者や対象者のアドバイザーとの意見交換を行い、適宜、確認・承認を行ってきたとのことです。具体的には、まず、対象者が公開買付者に対して提示し、また、大和証券及びブルータス・コンサルティングが対象者株式の価値算定において基礎とする対象者の事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、事前に本特別委員会の確認を経て、その承認を受けているとのことです。また、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券は、公開買付者との交渉にあたっては、事前に本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、公開買付者から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、公開買付者との交渉方針等について本特別委員会から意見、指示、要請等を受け、これに従って対応を行っているとのことです。

そして、対象者は、2026年2月12日付で、本特別委員会から、①本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は合理的であると考えられる旨、②本取引に係る取引条件（本公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されていると考えられる旨、③本取引に係る手続の公正性が確保されていると考えられる旨、④上記①乃至③を踏まえ、本取引は対象者の一般株主にとって公正であると考えられる旨、⑤対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を表明することは適切であり、一般株主にとって公正であると考えられる旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けているとのことです（本答申書の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

（iii）判断内容

以上の経緯の下で、対象者は、2026年2月13日開催の取締役会において、大江橋法律事務所から受けた法的助言、大和証券から受けた財務的見地からの助言並びに2026年2月12日付で大和証券から提出を受けた対象者株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（大和証券）」といいます。）の内容、並びに本特別委員会を通じて淀屋橋・山上合同から受けた法的助言、2026年2月12日付でブルータス・コンサルティングから提出を受けた対象者株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正かつ妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、以下のとおり、対象者としても、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じた対象者の完全子会社化が対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

(ア) 成長ポテンシャルの最大限の発揮

対象者は「タカラバイオグループ中期経営計画2025」において、「ライフサイエンス産業のインフラを担うグローバル・プラットフォームとしての地位の確立」「グローバルな製造・マーケティング体制の整備」「品質管理工程の堅牢化・効率化と製造技術力の強化」「創薬基盤技術の価値最大化」「研究開発プロジェクトの選択と集中による新製品／サービスの開発スピードの加速」を事業戦略として標榜しているとのこと。

対象者は、公開買付者グループが日本国内でのトップクラスのシェアを持った日本酒や焼酎、調味料の開発・製造等で長年に亘って培った発酵に関する技術力や安定的・効率的な製造体制に加え、国内にとどまらないグローバルな販売・仕入等のネットワークを有しており、公開買付者グループが酒類・日本食材領域で独自の強みを持った日本国内有数のメーカーとしての地位を構築していると考えているとのこと。一方で、対象者は、対象者の試薬製品やCDMO事業における遺伝子解析受託を研究開発用途から産業用途へ販売拡大すべく事業推進しているとのことですが、研究や医療以外の産業分野におけるニーズの把握などが必ずしも十分でなく、それらの分野への事業拡大の機会を捉え切れていない状況であるとのこと。

対象者は、公開買付者グループが長年の事業運営を通じて培った製造・開発・販売に関する知見、ノウハウに加え、グローバルに跨る広範なネットワークなどの活用が可能となることで、対象者の新製品・新サービスの開発・研究や医療以外の産業向けへの販売拡大、さらには環境・工業／エネルギー・海洋・食料／植物などの新規事業分野の事業開発などを実現し、より広範囲のライフサイエンス産業という領域においてインフラを担うグローバル・プラットフォームとしての地位の確立につなげられると考えているとのこと。

現状は互いが独立した上場企業であるため、公開買付者と対象者の一般株主との間で生じうる構造的な利益相反により一層踏み込んだ連携に一定の制約があったとのことですが、本取引後には、公開買付者グループと対象者の利害を一致させ、同時に対象者の意思決定の柔軟化・迅速化を実現することができるようになり、対象者の事業における製造の効率化や製造管理・品質管理レベルの向上などの製造技術力の強化が可能となると考えているとのこと。さらに、これまで以上に製造・管理・販売面のノウハウの共有をはじめとした新規・既存を問わない事業上の密な協業が常に可能となることで、対象者の成長ポテンシャルを最大限発揮できるようになると考えているとのこと。

また、対象者は、従前の公開買付者との親子上場の関係において存在していた上場企業間での迅速・柔軟な情報共有の制約が本取引を通じて解消されることで、対象者は、対象者従業員の経験が不足している領域で公開買付者との人材交流ができることや、対象者従業員が公開買付者の有する工場管理・海外経験等の知見習得の機会を享受できることから、対象者従業員のスキルアップが図れ、成長戦略の実行に不可欠な専門人材の確保・育成が可能になることが期待できると考えているとのこと。さらに、情報共有の制約が本取引を通じて解消されることで、対象者は、現状では親子上場ゆえに存在した利益相反上の問題による技術発明やノウハウに関する自由な意見交換や情報共有の制約から、十分に行えなかった公開買付者との情報交換や連携が密にできることになることで、より広範な範囲で連携して共同開発を行うことができ、新製品・新サービスの創出が可能になることが期待できるとのこと。

対象者は、対象者を含む公開買付者グループの価値観である「TaKaRa Five Values」（注7）や企業文化・風土を共通としていることから、本取引後の両者間の連携が円滑に進み、上記シナジーの比較的早期の実現が期待できると考えているとのこと。また、対象者は、公開買付者はグループが一体となって酒類・食品領域をはじめとした様々な事業を展開している一方で、対象者との間において事業領域に重複が存在せず、上記の新規事業分野の事業開発のポテンシャルが幅広く期待できると考えているとのこと。これらのことから、対象者は、公開買付者が対象者の成長ポテンシャルが最大限に発揮できる最良のパートナーであると考えているとのこと。

（注7） 「TaKaRa Five Values」とは、企業として何を大切にしているか、すべきかを示した、対象者を含む公開買付者グループ共通の価値観のことです。公開買付者グループ共通の拠り所として、社員一人ひとりのベクトルを合わせ、組織力を最大化し、グループVisionの実現を目指すための基盤と位置づけられています。

(イ) 収益構造改革の促進

対象者は新型コロナウイルスの世界的な流行の終息後より継続するライフサイエンス研究市場の世界的な低迷等の影響を受け、2026年3月期の業績予想を下方修正したとのこと。かかる状況の下、対象者は早期の収益力回復が必須であると考えているとのこと。

この点、対象者は、公開買付者が国内酒類市場において、焼酎、清酒、みりん等複数カテゴリーにおいてトップクラスのシェアを持ったメーカーとして安定した事業基盤を構築し、加えて対象者の設立以

降、対象者の親会社として対象者の事業やライフサイエンス業界への深い知見を有していると考えていることから、公開買付者の財務的リソースや生産・管理面でのノウハウへの適時適切な投下が可能であり、それらのリソースやノウハウの投下の結果、対象者の製造や管理業務における効率化ができることで、資産規模に見合った持続的に収益を生み出す構造へ展開できると考えているとのことです。

(ウ) 人材交流の活発化を通じた知見の相互提供によるグループ事業戦略の加速

対象者としては、上記(ア)に記載のとおり、現状の親子上場の状態において公開買付者と対象者の一般株主との間の利益相反が生じることがないよう留意が必要であり、人材交流やノウハウの相互での共有が十分にできていない状況にあると考えているとのことです。本取引を通じて、対象者の株主を公開買付者のみとして完全子会社化することにより、上場企業間での短期的には損失を伴う可能性のある施策の実行へのハードルとなる対象者の一般株主との構造的な利益相反や公開買付者と対象者がそれぞれ上場企業として独立した経営を行っていることで発生していた情報連携等の制約が解消されるため、人材交流及びそれに伴う積極的な知見、ノウハウの相互での共有が可能となると考えているとのことです。

また、対象者はライフサイエンス産業のインフラを担うグローバル・プラットフォーマーを目指すことを「タカラバイオグループ中期経営計画2025」で掲げており、やはり親子上場に起因する情報管理等の制約から従前において積極的に行うことができなかった酒類や食品領域のノウハウを有する公開買付者グループから対象者への出向を通じた人材拡充が可能となることで、製造技術力や新規事業の開発を公開買付者と一体となって促進し、事業戦略の加速ができると考えているとのことです。

(エ) 上場維持コストの削減

対象者が上場を維持する上では、各種費用（上場料、開示書類の作成費用、株式事務代行機関への委託費用、監査費用等）や一般株主への対応等を含めた業務負荷等、経営上の負担が必要であり、さらには、近年のコーポレートガバナンス・コードの改定、資本市場に対する規制の強化等により、開示に要する費用や監査費用等の継続的に必要なコスト及び業務負荷は今後も増加していくことが見込まれるとのことです。

これに対して、対象者の株主を公開買付者のみとして非公開化することにより、かかるコスト・業務負荷を削減することが可能となり、対象者の喫緊の課題である収益構造改革にも資するものと考えているとのことです。

また、対象者は以下の点から、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(ア) 下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載されている大和証券による対象者株式に係る株式価値算定結果において、市場株価法の算定結果のレンジの上限を上回っており、デイスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの中央値974円を上回っていること。

(イ) 下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「④ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、本株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）におけるブルータス・コンサルティングによる対象者株式に係る株式価値算定結果において、市場株価法により算出された対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの範囲内であり、かつ中央値（840円）を上回っており、DCF法による1株当たり株式価値についても、レンジの範囲内であり、かつ中央値（954円）を上回っていること。

(ウ) 下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられており、一般株主の利益が確保されていると認められること。

(エ) 当該措置が講じられた上で、対象者及び公開買付者グループから独立した本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で真摯に交渉を重ね、当初の公開買付者からの提案価格である950

円から引き上げられた価格であること。

(オ) 対象者における独立した本特別委員会から取得した本答申書において、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格、交渉過程の手續の公正性を含む本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断されていること。

(カ) 本公開買付価格に対するプレミアムは、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値の819円に対して40.42%、同日までの過去1ヶ月間（2026年1月13日から2026年2月12日まで）の終値単純平均値813円に対して41.45%、同日までの過去3ヶ月間（2025年11月13日から2026年2月12日まで）の終値単純平均値808円に対して42.33%、同日までの過去6ヶ月間（2025年8月13日から2026年2月12日まで）の終値単純平均値872円に対して31.88%であり、本公開買付けの公表予定日の前営業日の終値並びに過去1ヶ月及び3ヶ月間の終値単純平均値に対しては40%を超えるプレミアムが付された金額となっており、類似過去事例におけるプレミアム水準（基準日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値に対するプレミアムの中央値である38.0%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値である39.9%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値である39.5%）と比べても中央値を超過していることから、一定のプレミアムが付されていると考えているとのことです。他方、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムとしては、類似過去事例の合計82件におけるプレミアム水準（基準日の過去6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値に対するプレミアムの中央値である38.0%）と比べると必ずしも高い水準とまではいえないものの、当該過去事例のうち、本取引の公開買付金額の総額に近い事例（類似過去事例のうち、買付総額500億円以上の事例）の合計25件におけるプレミアム水準（基準日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値に対するプレミアムの中央値である23.8%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値である29.9%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値である30.8%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値である29.3%）と比べると過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムも相応のプレミアム水準であると考えているとのことです。

なお、対象者は、2025年10月23日付「中間期業績予想の修正および特別損失の計上ならびに繰延税金資産の取り崩しに関するお知らせ」（以下「下方修正開示①」といいます。）に記載のとおり、2026年3月期中間期の連結業績予想の下方修正を行い、2025年11月11日付「通期業績予想の修正および配当予想の修正（無配）ならびに役員報酬の一部返上に関するお知らせ」及び2025年11月12日付「（訂正）「通期業績予想の修正および配当予想の修正（無配）ならびに役員報酬の一部返上に関するお知らせ」について」（以下、併せて「下方修正開示②」といい、下方修正開示①とまとめて「下方修正開示」といいます。）に記載のとおり、2026年3月期通期の連結業績予想の下方修正を行っているとのことです。もっとも、下方修正開示①は特別損失の計上等を要因とするところ、特別損失の計上については、長期にわたり建設仮勘定で計上していた細胞加工やウイルスベクターなどの受託製造に係る設備について、大口顧客からの注文が見込めなくなり、その後営業活動を進めたものの、2025年6月に行った固定資産実査を機に今後の使用見込の有無を精査し、2025年8月より有限責任監査法人トーマツからの助言も得て、2026年3月期中に対象資産の減損損失を行うこととなったものとのことです。また、下方修正開示②は、世界的なライフサイエンス研究市場が引き続き低迷するとの見込みや、日本における受託事業の新規案件獲得の未達等を要因とするものとのことです。そのため、下方修正開示①及び下方修正開示②ともに、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる目的で当該下方修正を策定及び公表したものではないとのことです。

また、公開買付者によると、本取引に向けた検討を開始したのは2025年9月下旬とのことであり、下方修正開示①に係る対象資産の減損損失に至る判断経過及び下方修正開示②の要因はいずれも、公開買付者による本取引の検討開始前から存在するものといえるため、下方修正開示①及び下方修正開示②はいずれも本取引の検討開始とは無関係であり、本公開買付価格に対するプレミアム水準の判断において、下方修正開示以降の対象者株式の株価も考慮の対象とすることに問題はないと考えているとのことです。

以上より、対象者は、2026年2月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明すると共に、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

当該取締役会における決議の方法は、下記「４ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑧ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、対象者の完全子会社化後、対象者及び公開買付者との協議・連携を強化し、一体運営を行うことで、両者の技術やノウハウ・顧客・市場の相互活用を推進し、対象者の収益構造改革による黒字化や新たな成長戦略の再構築を早期に目指す方針です。

本取引後の対象者の経営体制については、現時点で具体的な希望や想定はなく、今後対象者と協議を行って決定する予定です。

また、公開買付者は、今後対象者と協議の上、適正な人員数やグループ内での出向・転籍を含めた人事異動等について検討していく予定です。なお、本公開買付け成立後の対象者の従業員については、原則として、現状の雇用条件を変更しない予定としております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、公開買付者の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が対象者における支配株主との重要な取引等に該当し、また、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本公開買付けの公正性を担保するため、対象者及び公開買付者は以下の①ないし⑩の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

なお、上記のとおり、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を73,350,000株（所有割合：60.91%）所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置として、以下の①ないし⑩の措置を講じていることから、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置が十分に講じられていると解されること等に鑑みると、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えられる旨判断しており、対象者としても同様に判断しているとのことです。

- ① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
- ④ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ⑤ 特別委員会における独立した法律事務所からの助言
- ⑥ 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ⑦ 対象者における独立した検討体制の構築
- ⑧ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
- ⑨ 取引保護条項の不存在
- ⑩ 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

以上の詳細については、下記「４ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者株式のすべて（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式売渡請求

本公開買付けの成立により、公開買付者が、合計で対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式のすべてを売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定です。本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を本売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、本売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、本売渡株主が所有する対象者株式のすべてを取得いたします。そして、公開買付者は、本売渡株主に対し、本売渡株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より本株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会において、本株式売渡請求を承認する予定とのことです。

上記手続に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の手続として、本株式売渡請求がなされた場合には、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、本売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、かかる申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が、合計で対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2026年5月中旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からこれらの要請を受けた場合には、これらの要請に応じる予定であるとのことです。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより、株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。公開買付者は、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（ただし、公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを、対象者に要請する予定です。本株式併合の割合は未定ですが、公開買付者は、公開買付者のみが対象者株式のすべてを所有することを企図し、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう対象者に要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定であるとのことです。

また、本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした規定として、本株式併合がなされた場合であっても、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるもののすべてを公正な価格で買い取ることを請求できる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められており、当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記①及び②の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であ

り、その場合に当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

また、公開買付者は、対象者に対して、本スクイーズアウト手続の完了を条件として、2026年6月に開催予定の2026年3月期に係る対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で権利を行使することのできる株主を公開買付者のみとするため、定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定です。そのため、対象者の2026年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	2026年2月16日（月曜日）から2026年4月6日（月曜日）まで（34営業日）
公告日	2026年2月16日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	1株につき金1,150円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。 野村證券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価が存在することから市場株価平均法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて対象者株式の価値の算定を行い、公開買付者は、野村證券から2026年2月12日付で株式価値算定書（以下「本買付者側株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました（注1）。 なお、野村證券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、下記「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」に記載の諸要素を総合的に考慮し、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。 野村證券により上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。 市場株価平均法：808円から872円 DCF法：1,008円から1,395円 市場株価平均法では、2026年2月12日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値819円、直近5営業日の終値単純平均値808円、直近1ヶ月間の終値単純平均値813円、直近3ヶ月間の終値単純平均値808円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値872円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を808円から872円と算定しております。

	DCF法では、対象者より受領し、公開買付者による確認の上、野村證券に提供された2026年3月期から2036年3月期までの11期分の事業計画（対象者から受領した事業計画にフリー・キャッシュ・フローは含まれておりません。）における収益や投資計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2026年3月期第4四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,008円から1,395円と算定しております。なお、野村證券がDCF分析に用いた財務予測においては、大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期においては、世界的なライフサイエンス研究市場の低迷や受託事業の新規案件獲得の未達による売上高の減少を主因として、対前年度比で営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでおります。一方で、2027年3月期から2031年3月期においては、米国及び中国市場を含むライフサイエンス研究市場の回復に加え、試薬事業及びCDMO事業の収益拡大を主因として、対前年度比で営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画には加味されております。 公開買付者は、野村證券から取得した本買付者側株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果に加え、2025年11月中旬から2026年1月中旬まで実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に2026年2月13日、本公開買付価格を1,150円とすることを決定いたしました。 なお、本公開買付価格である1,150円は、本公開買付けの実施についての公表日（2026年2月13日）の前営業日である2026年2月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値819円に対して40.42%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間の終値単純平均値813円に対して41.45%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値808円に対して42.33%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値872円に対して31.88%のプレミアムを加えた価格となります。 また、本公開買付価格である1,150円は、本書提出日の前営業日である2026年2月13日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値801円に対して43.57%のプレミアムを加えた価格となります。
算定の経緯	（本公開買付価格の決定に至る経緯） 公開買付者は、2026年2月13日に、本公開買付価格を1,150円とすることを決定いたしました。本買付者側株式価値算定書によれば、本公開買付価格である1株当たり1,150円は、市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回っており、DCF法による算定結果のレンジの範囲内の価格となっております。 詳細は上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

	(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) 公開買付者は、対象者株式の所有割合が60.91%に達する対象者の支配株主（親会社）であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本公開買付けの公正性を担保するため、以下の措置を講じております。 なお、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、対象者株式73,350,000株（所有割合：60.91%）を所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を実施していることから、公開買付者及び対象者としては、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、本特別委員会は、本答申書において、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定されていないものの、他の充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると評価しているとのことです。 なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。 ① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 公開買付者は2026年2月12日付で野村証券から、対象者の株式価値の算定結果に関する本買付者側株式価値算定書を取得しております。詳細については、上記「(算定の基礎)」をご参照ください。 ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 (i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係 対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、2026年2月12日付で、本株式価値算定書（大和証券）を取得したとのことです。なお、大和証券は、対象者グループ及び公開買付者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。 また、対象者は、公開買付者及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、大和証券から本公開買付けの公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。 なお、大和証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案の上、上記の報酬体系により大和証券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定したとのことです。 (ii) 対象者株式に係る算定の概要 大和証券は、複数の算定手法の中から対象者株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法、及び対象者業績の内容や予想等を評価に反映するためにDCF法を算定方法として用いて対象者の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、2026年2月12日付で大和証券より本株式価値算定書（大和証券）を取得したとのことです。
--	---

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法：808円から872円
DCF法：777円から1,171円

大和証券が対象者株式の株式価値算定の前提とした事業計画（以下「本事業計画」（注2）といいます。）は、本取引の取引条件の妥当性を検討することを目的として対象者が作成し、その後、本特別委員会における検討を経て承認されているとのことです。

本事業計画は、対象者及び各子会社別の事業計画に基づき、対象者が現時点で合理的に将来予測が可能な期間として、2026年3月期から2036年3月期までの11期間で構成されているとのことです。本事業計画の策定においては、米国及び中国を中心とした世界的なライフサイエンス研究市場の低迷の影響を受ける一方、今後緩やかに市況が回復していく見通しや物価上昇といった経営環境の変化と共に、Curio社買収により獲得したSpatial製品やシングルセル解析に利用するNGS製品の拡販や新製品の開発販売による売上拡大、遺伝子・細胞プロセッシングセンター3号棟の稼働、不採算領域の見直しなど事業の選択と集中による経費支出の抑制による収益性の確保といった各施策を勘案しているとのことです。

なお、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味していないとのことです。また、本事業計画には、対象者が2025年11月11日に公表した2026年3月期の連結業績予想からの大幅な乖離は存在しないとのことです。

市場株価法では、2026年2月12日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所プライム市場における基準日の終値819円、直近1ヶ月間（2026年1月13日から2026年2月12日まで）の終値単純平均値813円、直近3ヶ月間（2025年11月13日から2026年2月12日まで）の終値単純平均値808円及び直近6ヶ月間（2025年8月13日から2026年2月12日まで）の終値単純平均値872円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を808円～872円と算定しているとのことです。

DCF法では、本事業計画を基に、本事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2026年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり価値の範囲を777円～1,171円と算定しているとのことです。また、割引率は加重平均資本コストを用い、7.6%～8.6%を採用しており、対象者の規模を考慮し、サイズリスク・プレミアムを含め算出しているとのことです。継続価値の算定にあたっては乗数モデル及び定率成長モデルを採用し、乗数モデルでは業界各社の水準等を踏まえ、EBITDAに対する企業価値の倍率を11.5倍～14.5倍として対象者の継続価値を1,931億円～2,435億円と算出しているとのことです。定率成長モデルでは国内外のインフレ率及び対象者が属する業界成長率等を踏まえて、永久成長率は2.5%～3.5%として対象者の継続価値を1,556億円～2,230億円と算定しているとのことです。

なお、重要性を有する資産として、現預金は、対象者における過去の運転資本推移等を総合的に考慮し推計した事業用現預金を控除して株式価値の算定において加算しているとのことです。

また、DCF法で算定の前提とした対象者財務予測の数値は以下のとおりであり、大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2028年3月期から2030年3月期においては、米国及び中国市場などライフサイエンス研究市場の回復、Spatial製品やNGS製品の販売拡大、TBI-1301の開発進展、AAVのライセンスアウトによる収入、CDMO事業の収益拡大など予定している各種施策が進捗することにより、対前年度比較で営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。また、2029年3月期は、補助金受領によるフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。

(単位：百万円)

	2026年 3月期 (3ヶ月)	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期
売上収益	11,958	45,577	49,996	54,549
営業利益	△84	△3,634	△1,553	1,075
EBITDA	1,071	1,235	3,787	6,565
フリー・キャッシュ・フロー	△3,194	△11,506	△7,551	26,726

	2030年 3月期	2031年 3月期	2032年 3月期	2033年 3月期
売上収益	59,676	66,241	68,910	72,617
営業利益	3,158	6,096	5,854	6,981
EBITDA	8,870	11,811	11,626	12,870
フリー・キャッシュ・フロー	3,208	5,881	7,041	7,986

	2034年 3月期	2035年 3月期	2036年 3月期
売上収益	76,454	80,346	84,390
営業利益	8,129	9,263	10,439
EBITDA	14,129	15,362	16,632
フリー・キャッシュ・フロー	8,091	8,972	9,812

	③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得 (i) 設置等の経緯 対象者プレスリリースによれば、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2025年11月11日に開催された臨時取締役会における決議により、本特別委員会を設置したとありますが、かかる本特別委員会の設置に先立ち、対象者は、2025年10月下旬から、公開買付者グループから独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、大江橋法律事務所の助言も得つつ、公開買付者グループとの間で重要な利害関係を有しない対象者のすべての独立社外取締役及び独立社外監査役に対して、公開買付者から2025年10月30日に本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の意向表明書を受領した旨、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、本特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明したとのことです。また、対象者は、並行して、大江橋法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補となる対象者の独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性及び適格性等について確認を行うと共に、公開買付者グループとの間で重要な利害関係を有していないこと、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことについても確認を行ったとのことです。その上で、対象者の独立社外取締役及び独立社外監査役において、大江橋法律事務所の助言を得つつ、協議した結果、異議がない旨が確認されたことから、対象者は、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく金融機関や事業会社での実務経験や大学での経済学の教授を務め豊富な学術的知見を有する河島伸子氏（社外取締役、独立役員）、弁護士として法務における高度な専門性及び知見を有する鎌田邦彦氏（社外監査役、独立役員）、公認会計士として監査法人での豊富な実務経験と国内での複数の事業会社での経営に携わった経験や知見を有する姫岩康雄氏（社外監査役、独立役員）の3名を本特別委員会の委員の候補として選出したとのことです（なお、河島伸子氏、鎌田邦彦氏及び姫岩康雄氏の3名は、いずれも対象者の2026年3月期の定時株主総会終結時をもって社外取締役又は社外監査役を退任予定とのことです。また、本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、対象者独立社外取締役である河島伸子氏が就任しているとのことで、本特別委員会の委員は設置当初より変更していないとのことです。）。 その上で、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年11月11日の臨時取締役会における決議により本特別委員会を設置すると共に、本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(i)対象者の役職員から、本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、(ii)本取引の取引条件等に関する交渉について、対象者に対して意見を述べる権限、(iii)対象者が選任した対象者の外部専門家アドバイザーを承認（追認を含む。）する権限、(iv)対象者の費用負担において、対象者の外部専門家アドバイザーに助言を求める権限、(v)対象者の費用負担において、本特別委員会独自の外部専門家アドバイザーを選任する権限を付与することを決議しているとのことです。
--	--

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年11月12日より2026年2月12日までの間に合計18回開催された他、各会日間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。具体的には、本特別委員会は、まず、その独立性及び専門性・実績等を検討の上、2025年12月12日、公開買付者グループ及び対象者グループから独立した独自の法務アドバイザーとして淀屋橋・山上合同を、公開買付者グループ及び対象者グループから独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルートス・コンサルティングを選任する旨を決定したとのことです。本特別委員会は、淀屋橋・山上合同及びプルートス・コンサルティングが公開買付者グループ及び対象者グループの関連当事者には該当しないこと、及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性に問題がないことを確認しているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びに対象者の法務アドバイザーである大江橋法律事務所について、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任を承認しているとのことです。

さらに、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしているとのことです。

その上で、本特別委員会は、淀屋橋・山上合同から受けた法的助言及び大江橋法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っているとのことです。

本特別委員会は、公開買付者から、本取引を提案するに至った背景、本取引の意義・目的、本取引実施後の経営体制・経営方針等についての説明を受け、質疑応答を行っているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者から、本取引の意義・目的、本取引が対象者の事業に及ぼす影響、本取引実施後の経営体制・経営方針等に関する対象者の見解及び関連する情報を聴取すると共に、これらに関する質疑応答を行っているとのことです。

加えて、本特別委員会は、プルートス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、対象者の作成した事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について対象者から説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認をしているとのことです。その上で、上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び下記「④ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、プルートス・コンサルティング及び大和証券は、対象者の事業計画の内容を前提として対象者株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、プルートス・コンサルティング及び大和証券から、それぞれが実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者の公開買付者との交渉について、随時、対象者や対象者のアドバイザーから報告を受け、プルートス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言及び淀屋橋・山上合同から受けた法的見地からの助言も踏まえて審議・検討を行い、対象者の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べたとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者が公開買付者から本公開買付価格の各提案を受領次第、対象者より本公開買付価格に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、対象者に対して計4回にわたり、公開買付者に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を意見し、対象者が当該意見に従って公開買付者と交渉を行ったこと等により、対象者と公開買付者との間の協議・交渉過程に実質的に関与したとのことです。

その結果、対象者は、2026年2月9日、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり1,150円とすることを含む提案を受け、結果として、本公開買付価格を、公開買付者の当初提示額である950円から1,150円にまで引上げているとのことです。

さらに、本特別委員会は、大江橋法律事務所から、複数回、対象者が公表予定の本公開買付けに係る本プレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、淀屋橋・山上合同から助言を受けつつ、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しているとのことです。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、淀屋橋・山上合同から受けた法的助言、プルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言、及び2026年2月12日付で提出を受けた本株式価値算定書（プルータス・コンサルティング）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2026年2月12日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(A) 答申内容

- ① 本取引は対象者の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は合理的なものである
- ② 本取引の取引条件（本取引における対価を含む。）は公正かつ妥当である
- ③ 本取引においては公正な手続を通じた対象者の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされている
- ④ 対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すると共に、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨し、本スクイーズアウト手続の意思決定をすることは適切であり、また、対象者の一般株主にとって公正かつ妥当なものである

(B) 答申の理由

1 本特別委員会の審議・検討内容

本特別委員会は、本諮問事項に対する答申を行うにあたり、(1)本株式価値算定書（大和証券）、本株式価値算定書（プルータス・コンサルティング）、本株式価値算定書（大和証券）及び本株式価値算定書（プルータス・コンサルティング）による株式価値算定の基礎となった、対象者作成に係る本事業計画、その他公表されている書類を含む本特別委員会における検討のために必要と認めた書類等の検討、(2)公開買付者に対するインタビュー（本取引概要、本取引実行後の経営方針等、本取引の意義、本取引ストラクチャー等に関する事項）を行い、(3)対象者の外部専門家アドバイザー及び特別委員会の外部専門家アドバイザーに対する質疑応答を実施している。また、本特別委員会は、2025年11月12日から2026年2月12日まで合計18回の特別委員会の開催及び同委員会における詳細な審議・検討を行った。

2 本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）について

(1) 本取引の目的

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について、対象者及び公開買付者に対して質疑を行った。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

ア. 対象者の現状・課題に関する対象者の説明

本特別委員会は、対象者グループを取り巻く経営環境について、対象者から、大要下記のような説明を受けている。

- ・対象者グループの主要事業は、試薬・機器等の開発・製造販売事業、CDMO事業及び遺伝子医療事業であるところ、2024年3月期にスタートした「タカラバイオグループ中期経営計画2025」において、3ヵ年の定量目標及び試薬・機器、CDMO、遺伝子医療事業の各事業上で設定した事業戦略、また、事業構造の変革を企図した経営基盤強化戦略に基づき事業を推進している。

- ・しかし、世界的なライフサイエンス研究市場の低迷が新型コロナウイルスの流行の終息後も継続し、「タカラバイオグループ中期経営計画2025」策定時の前提とは大きな乖離が生じ、2026年3月期の業績については売上高、営業利益の予想値の下方修正を余儀なくされた。
- ・米国の政府方針による研究助成金の大幅削減や中国市場における競合他社との競争激化など先行きの不透明感が高まっているが、対象者グループは、先行投資した設備などの資産を有効活用して収益を伸ばし、各事業を成長軌道に戻すことを目指している。

イ．対象者の現状・課題に関する公開買付者の説明

本特別委員会は、対象者のみならず公開買付者からも説明を聴取する必要があると考え、公開買付者から、対象者グループを取り巻く経営環境に対する公開買付者の認識について、大要下記のような説明を受けている。

- ・対象者を取り巻く事業環境については、対象者が属するライフサイエンス産業支援領域は、中長期的な市場成長のポテンシャルは依然として高いものの、コロナ禍を経て事業環境が急激に変化している。加えて、直近では、物価高・高金利等に伴う研究予算の縮減や、特に米国における研究助成金の削減などにより、研究開発活動の低下と先行き不透明感が強まっている。
- ・コアビジネスである試薬・機器事業では、mRNA関連技術やバイオインフォマティクスの進展に伴う研究の高度化による需要の変化や競合企業の増加に加え、中国企業を中心とした汎用品の低価格化などにより競争環境が急変しており、事業の競争力・収益性は低下してきている。また、CDMO事業においても、日本の細胞医療・遺伝子治療分野の開発の停滞、顧客の開発方針の変更等による遺伝子医療関連分野の受託案件の減少や遺伝子解析分野での価格競争激化、及び競合企業の参入などにより、コロナ禍の期間も含めて、これまで進めてきた多額の設備投資及び人員の増加に見合った事業収益の拡大を進めることができておらず、当初の対象者の2026年3月期を最終事業年度とする「タカラバイオグループ中期経営計画2025」の売上高計画143億円については未達となる見通しである。さらに、2028年3月期に稼働予定のCGCP 3号棟の建設が進む中、2026年3月期にはCGCP 2号棟の一部について減損損失を計上しており、対象者におけるこれらの設備投資に見合った事業成長が当初の想定どおりに進んでいない状況である。
- ・こうした市場や競争環境の急激な変化等により、現在の対象者の事業は、獲得できる売上に対して、費用構造や保有資産が過大となっているという構造的な問題を抱えている状況である。対象者のコアビジネスである試薬・機器事業の競争力・収益性は低下しており、また、先行投資型ビジネスであるCDMO事業においても設備投資の回収に当初の想定以上の時間を要する厳しい状況である。このような状況を速やかに解消する上では、セグメント別・品目別の損益管理や原材料・製品在庫の管理など、経営管理のさらなる高度化が必要である。
- ・対象者の当面の課題は「抜本的な収益構造改革による収益力の早期回復」及び「ライフサイエンス産業支援領域の先行き不透明感を踏まえた新たな成長戦略やビジネスモデルの確立」である。加えて、対象者を含む公開買付者グループ全体の中長期的な持続的成長に向けて、「新規事業創出への取組を強化」することも重要である。

ウ．本取引により期待されるシナジーに関する公開買付者の説明

本特別委員会は、公開買付者から、本取引の実施後に公開買付者が企図している対象者の企業価値向上策及び想定している効果として、以下の内容の説明を受けた。

(ア) 対象者の抜本的な収益構造改革の速やかな実行

- ・獲得できる売上に対して、費用構造や保有資産が過大になっているという対象者事業が抱える構造的な問題に対し、対象者の完全子会社化によって実現される迅速で柔軟な意思決定構造を最大限活用し、収益構造改革を進めるための施策を可能な限り速やかに実行に移すことが、必要である。
- ・しかしながら、対象者と公開買付者がそれぞれ上場企業として独立した経営を行っている現状においては、対象者の一般株主を含む各ステークホルダーの利益を考慮した慎重な検討が必要になることから、迅速かつ柔軟な意思決定に制約が生じるため、実行できる施策が制約される部分がある。加えて、対象者の上場企業としての経営独立性の観点もあり、製造管理、在庫管理、原価管理といった事業運営の基盤となる業務やその他管理系の業務においても、両者間におけるノウハウや情報の共有、あるいは人員交流には一定の制約があるため、これらを通じた事業運営の高度化や、業務効率化、コストダウンなどの最大化が図りづらい状態にあった。
- ・このような状況に対し、本取引によって対象者を完全子会社化し上記のような制約を解消することで、対象者の事業におけるグローバルなサプライチェーンや提供する商品・サービスなどの見直しといった、事業構造改革の迅速な意思決定と実行が可能になる。
- ・公開買付者グループでは、国内の酒類・調味料・酒精事業を中心に、製造・生産管理、在庫管理、原価管理等の高度化に継続的に取り組み、また、間接部門においても、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）や働き方改革等も含めた多様なアプローチでのコストダウンや業務効率化を推進し、一定の成果を獲得してきた。完全子会社化により、対象者を含めた公開買付者グループ内でのノウハウ・情報の共有や人員交流を進めることで、公開買付者グループで培われた考え方やノウハウを対象者における原価や販管費等の削減、業務の効率化や品質の向上にも積極的に応用することが可能になる。このことを通じて、セグメント別・品目別の損益管理などに基づいた事業運営の高度化を進め、事業構造改革を迅速かつ適切に行うと共に、製造原価の低減、適正な価格設定、原料や製品在庫の適正化による運転資本の削減、間接材も含めた様々なコストダウンや業務効率化の推進などを実現し、収益構造の変革を迅速に進めることが可能となる。

(イ) 公開買付者の基盤を活用した対象者の事業の拡張

- ・公開買付者は、公開買付者グループ傘下の主力企業である宝酒造及び宝酒造インターナショナルグループが、酒類・日本食材領域において、長年の事業運営によって蓄積した安定的・効率的な製造・開発・販売等に係るケイパビリティに加え、国内のみならずグローバルな販売・仕入等のネットワークを有しており、日本国内の同業他社にはない強みを保持している。他方で、対象者は、ライフサイエンス産業支援領域において試薬・機器事業、CDMO事業及び遺伝子医療事業を展開する中、ライフサイエンス産業支援領域以外の新たな産業分野への製品・サービス拡販を企図しているものの、当該分野におけるニーズを十分に捕捉できていない状況である。

- ・こういった状況に対し、完全子会社化によって実現できる対象者との密な情報共有と連携により、公開買付者グループの持つ安定的・効率的な製造・開発・販売等のノウハウを共有できることは、対象者の既存事業における製造の効率化及び技術力の一層の強化に寄与する。また、公開買付者グループの保有するグローバルなネットワークの活用が可能になることで、対象者の既存事業領域であるライフサイエンス産業支援領域／健康・医療分野以外の、環境や工業・エネルギー、海洋、食料・植物といった「バイオものづくり」に関連する新たな産業分野向けの商品・サービスの開発・販売を推進し、その事業領域をさらに広げることが可能になる。

(ウ) 対象者も含めた公開買付者グループにおける新規事業開発の強化

- ・公開買付者グループは、「宝グループ 長期Vision 2050」において、「バイオテクノロジー」をコアコンピタンスとして、酒類・日本食材領域では「和酒・日本食を世界の日常に」する、ライフサイエンス産業支援領域では「健康を一人ひとりへ」届ける、そして「新しい領域で価値を創る」ことにも挑戦することで、企業価値向上と社会的な存在感を高めていく考えを示している。
- ・公開買付者グループにおける新規事業の創出に向けては、対象者の長期ビジョンでも示されている、ライフサイエンス産業支援領域／健康・医療分野以外の、環境や工業・エネルギー、海洋、食料・植物といった「バイオものづくり」に関連する分野での商品・サービス領域も含まれることを想定しており、対象者を含めた公開買付者グループ全体として、ヒト・モノ・カネ・情報といった有形無形の経営資源を配分・投下していくことが重要である。加えて、特にアイデアの仮説検証・事業計画作成などのフェーズにおいては、対象者の事業とは異なる公開買付者の事業領域と対象者の事業領域のそれぞれの知見やノウハウを融合していくことが不可欠である。
- ・しかしながら、対象者と公開買付者がそれぞれ上場企業として独立した経営を行っている現状においては、対象者において公開買付者以外の一般株主が存在することから、公開買付者が対象者に対して企業価値向上に資する経営資源の提供をした場合、利益の一部が公開買付者グループ外に流出するといった問題が公開買付者の株主等から指摘される可能性もあり、公開買付者グループ全体として、対象者に対する経営資源の配分には一定の制約があると考えている。また、対象者の上場企業としての経営独立性の観点もあり、公開買付者と対象者それぞれが蓄積してきた独自の技術やノウハウや顧客情報などは、秘密情報に該当することから情報の共有にも制約があるため、新規事業開発における知的財産や無形資産の効率的・効果的・融合的な活用を阻害する要因となりうる。
- ・このような状況に対し、本取引によって対象者を完全子会社化し上記のような制約を解消することで、利益相反の関係性が解消されることから、対象者を含めた公開買付者グループ全体としての経営資源の配分・投下における制約がなくなり、新規事業開発及び事業化に向けてより効果的かつ迅速な取組を進めることが可能となる。また、対象者を含めた公開買付者グループ全体での秘密情報も含めた様々な情報の共有が可能になるため、知的財産やその他の無形資産のより効率的・効果的・融合的な活用も可能になる。
- ・これらのことを通じて、対象者のコアコンピタンスである「DNA力」を含めた「バイオテクノロジー」を活かした、公開買付者グループ全体としての新たな事業領域の創出の実現性が大きく高まる。具体的なテーマについては、対象者と今後協議・検討していく必要があるが、一例として、農業や環境分野における新たな技術開発やソリューションの提供による原料確保や環境負荷低減に資する商品・サービスの提供などを実現することができる。

	・このようなプロセスを通じて、対象者を含めた公開買付者グループにとって有益な有機化合物のバイオ技術を利用した効率的な生産や、公開買付者グループのその他の事業が持つ国内外の様々なネットワーク等を活かした、対象者の既存事業領域の拡張など、双方の既存事業を拡大することができる。 ・こういった取り組みによる新規事業開発やスケールアップは、対象者の既存事業である試薬・機器事業やCDMO事業などにおける、ライフサイエンス産業支援の枠を超えた新たな領域での売上・利益の獲得にもつながるものである。 (エ) 上場維持コストの削減 ・対象者が上場を維持する上では、各種費用（上場料、開示書類の作成費用、株式事務代行機関への委託費用、監査費用等）や一般株主への対応等を含めた業務負荷等、経営上の負担が必要であり、さらには、近年のコーポレートガバナンス・コードの改定、資本市場に対する規制の強化等により、開示に要する費用や監査費用等の継続的に必要なコスト及び業務負荷は今後も増加していく見通しである。 ・これに対して、対象者の完全子会社化が実現した場合は、かかるコスト・業務負荷を削減することが可能となり、対象者の収益構造改革にも資する。 エ. 本取引により期待されるシナジーに関する対象者の説明 本特別委員会として、対象者から、本取引について以下のシナジーが実現可能であると考えている旨の説明を受けた。 (ア) 成長ポテンシャルの最大限の発揮 ・対象者は「タカラバイオグループ中期経営計画2025」において、「ライフサイエンス産業のインフラを担うグローバル・プラットフォーマーとしての地位の確立」、「グローバルな製造・マーケティング体制の整備」、「品質管理工程の堅牢化・効率化と製造技術力の強化」、「創薬基盤技術の価値最大化」、「研究開発プロジェクトの選択と集中による新製品／サービスの開発スピードの加速」を事業戦略として標榜している。 ・対象者は、公開買付者グループが、トップクラスのシェアを持った日本酒や焼酎、調味料の開発・製造等で長年に亘って培った発酵に関する技術力や、安定的・効率的な製造体制に加え、国内にとどまらないグローバルな販売・仕入等のネットワークを有しており、公開買付者グループが酒類・日本食材領域で独自の強みを持った日本国内有数のメーカーとしての地位を構築していると考えている。一方で、対象者は、対象者の試薬製品やCDMO事業における遺伝子解析受託を研究開発用途から産業用途へ販売拡大すべく事業推進しているが、研究や医療以外の産業分野におけるニーズの把握などが必ずしも十分でなく、それらの分野への事業拡大の機会を捉え切れていない状況である。対象者は、公開買付者グループが長年の事業運営を通じて培った製造・開発・販売に関する知見、ノウハウに加え、グローバルに跨る広範なネットワークなどの活用が可能となることで、新製品・新サービスの開発・研究、医療以外の産業向けへの販売拡大、さらには環境・工業／エネルギー・海洋・食料／植物などの新規事業分野の事業開発などを実現し、より広範囲のライフサイエンス産業という領域においてインフラを担うグローバル・プラットフォーマーとしての地位の確立につながられる。
--	--

	・現状は互いが独立した上場企業であるため、公開買付者と対象者の一般株主との間で生じうる構造的な利益相反により一層踏み込んだ連携に一定の制約があったが、本取引後には、公開買付者グループと対象者の利害を一致させ、同時に対象者の意思決定の柔軟化・迅速化を実現することができるようになり、対象者の事業における製造の効率化や製造管理・品質管理レベルの向上などの製造技術力の強化が可能になる。さらに、これまで以上に今後の長期Visionを達成するために不可欠な製造・管理・販売面のノウハウの共有をはじめとした新規・既存を問わない事業上の密な協業が常に可能となることで、対象者の成長ポテンシャルを最大限発揮できるようになると考えている。また、対象者は、従前の公開買付者との親子上場の関係において存在していた上場企業間での迅速・柔軟な情報共有の制約が本取引を通じて解消されることで、対象者従業員の経験が不足している領域で公開買付者との人材交流ができることや、対象者従業員が公開買付者の有する工場管理・海外経験等の知見習得の機会を享受できることから、対象者従業員のスキルアップが図れ、成長戦略の実行に不可欠な専門人材の確保・育成が可能になることが期待できる。さらに、情報共有の制約が本取引を通じて解消されることで、対象者は、現状では親子上場企業ゆえに存在した利益相反上の問題による技術発明やノウハウに関する自由な意見交換や情報共有の制約から、十分に行えなかった公開買付者との情報交換や連携が密にできることになることで、より広範な範囲で連携して共同開発を行うことができ、新製品・新サービスの創出が可能になることが期待できる。 ・公開買付者は、対象者との間で公開買付者グループの価値観である「TaKaRa Five Values」や企業文化・風土を共通としていることから、本取引後の両者間の連携が円滑に進み、上記シナジーズの比較的早期の実現が期待できる。また、公開買付者は、グループが一体となって酒類や食品領域をはじめとした様々な事業を展開している一方で対象者との間において事業領域に重複が存在せず、上記の新規事業分野の事業開発のポテンシャルが幅広く期待できる。これらのことから、公開買付者は、対象者の成長ポテンシャルが最大限に発揮できる最良のパートナーであると考えている。 (イ) 収益構造改革の促進 ・対象者は新型コロナウイルスの世界的な流行の終息後より継続するライフサイエンス研究市場の世界的な低迷等の影響を受け、2026年3月期の業績予想を下方修正した。かかる状況の下、対象者は早期の収益力回復が必須であると考えている。 ・この点、対象者は、公開買付者グループが国内酒類市場において、焼酎、清酒、みりん等複数カテゴリーにおいてトップクラスのシェアを持ったメーカーとして安定した事業基盤を構築し、加えて対象者の設立以降、対象者の親会社として対象者の事業やライフサイエンス業界への深い知見を有していると考えていることから、公開買付者の財務的リソースや生産・管理面でのノウハウの対象者への適時適切な投下が可能であり、それらのリソースやノウハウの投下の結果、対象者の製造や管理業務における効率化ができることで、資産規模に見合った収益を持続的に生み出す構造へ展開できると考えている。
--	--

(ウ) 人材交流の活発化を通じた知見の相互提供によるグループ事業戦略の加速

- ・対象者としては、上記(ア)に記載のとおり、現状の親子上場の状態において公開買付者と対象者の一般株主との間の利益相反が生じることがないよう留意が必要であり、人材交流やノウハウの相互での共有が十分にできていない状況にあると考えている。本取引を通じて、対象者の株主を公開買付者のみとして完全子会社化することにより、短期的には損失を伴う可能性のある施策の実行へのハードルとなる公開買付者と対象者の一般株主との構造的な利益相反や公開買付者と対象者がそれぞれ上場企業として独立した経営を行っていることで発生していた情報連携等の制約が解消されるため、人材交流及びそれに伴う積極的な知見、ノウハウの相互での共有が可能となると考えている。また、対象者はライフサイエンス産業のインフラを担うグローバル・プラットフォーマーを目指すことを「タカラバイオグループ中期経営計画2025」で掲げており、やはり親子上場に起因する情報管理等の制約から従前において積極的に行うことができなかった酒類や食品領域のノウハウを有する公開買付者グループから対象者への出向を通じた人材拡充が可能となることで、製造技術力や新規事業の開発を公開買付者と一体となって促進し、事業戦略の加速ができると考えている。

(エ) 上場維持コストの削減

- ・対象者が上場を維持する上では、各種費用（上場料、開示書類の作成費用、株式事務代行機関への委託費用、監査費用等）や一般株主への対応等を含めた業務負荷等、経営上の負担が必要であり、さらには、近年のコーポレートガバナンス・コードの改定、資本市場に対する規制の強化等により、開示に要する費用や監査費用等の継続的に必要なコスト及び業務負荷は今後も増加していく見通しである。
- ・これに対して、対象者の非公開化が実現した場合は、かかるコスト・業務負荷を削減することが可能となり、対象者の喫緊の課題である収益構造改革にも資する。

オ. 評価

対象者及び公開買付者が本取引の実施後に企図している対象者の企業価値向上策は、互いに矛盾することもなく、本取引に関与する当事者間において本取引のシナジーに関する認識が一致していることが認められるところ、当該各シナジーには、以下のとおり合理性が認められる。

(ア) 収益構造改革の促進

- ・対象者及び公開買付者は、公開買付者の生産・管理面でのノウハウ等を対象者に対し迅速かつ適切に投下することが可能になり、対象者の業務効率性等が改善されることで収益構造の早期回復を実現できると予測している。

(イ) 対象者既存事業の強化及び事業領域の拡大

- ・公開買付者グループは、国内有数の酒類・食品メーカーとして、製造・生産管理、在庫管理、原価管理等の高度化に継続的に取り組み、また、間接部門においても、コストダウンや業務効率化で一定の成果を獲得してきた。また、公開買付者は、対象者の親会社として対象者の事業やライフサイエンス業界への深い知見を有している。そのため、公開買付者の有するノウハウ等の迅速かつ適切な投下により、対象者の業務効率性等が改善されることで収益構造の早期回復を実現できるとの予測には、合理性が認められる。対象者及び公開買付者は、CDMO事業をはじめとした対象者の既存事業における製造の効率化及び技術力が一層強化され、また、対象者の事業領域が拡大されると予想している。

	・対象者は、研究や医療以外の「バイオものづくり」に関連する産業分野におけるニーズの把握などが必ずしも十分でなく、それらの分野への事業拡大の機会を捉え切れていない状況である。一方で、公開買付者は、長年の事業運営によって蓄積した製造・開発・販売に関する知見、ノウハウ、グローバルネットワークを保有しており、これらを対象者製品の製品開発や産業用途への販売拡大、製造管理や品質管理等に活用できる。そのため、対象者の既存事業における製造の効率化及び技術力が一層強化され、また、対象者の事業領域が拡大されるとの予測には、合理性が認められる。 (ウ) 対象者を含めた公開買付者グループにおける新規事業開発の強化 ・対象者及び公開買付者は、「DNA力」を含めた「バイオテクノロジー」に関する知見を有する対象者と酒類・食品領域のノウハウを有する公開買付者により、公開買付者グループ全体としての新たな事業領域の創出が可能になると予測している。 ・公開買付者は、対象者と公開買付者グループの価値観である「TaKaRa Five Values」や企業文化・風土を共通としていることから、本取引後の両者間の連携が円滑に進み、酒類や食品領域のノウハウを有する公開買付者グループより対象者への出向を通じた人材拡充等が図られると考えられる。一方で、対象者と公開買付者グループとの間で事業領域に重複が存在しないことから、新規事業分野における事業開発のポテンシャルは幅広い。そのため、対象者と公開買付者によって公開買付者グループ全体としての新たな事業領域の創出が可能になり、対象者の成長ポテンシャルを最大限に発揮できるとの予測には、合理性が認められる。 (エ) 上場維持コストの削減 対象者及び公開買付者は上場維持に係るコスト・業務負荷が削減され、対象者の収益構造改革にも資すると予想しているが、対象者が上場を維持する上で要している各種費用や一般株主対応等の業務負荷が削減されることで、対象者の支出の削減及び他の領域への業務リソースの投下が可能になることから、当該予測には合理性が認められる。 以上のとおり、対象者及び公開買付者の予測は、客観的な事実に基づいているほか、対象者の従前の開示内容と矛盾した点もない。また、本特別委員会の委員は、全員が対象者の社外役員を務めており、これまで社外役員として認識してきた対象者の事業に関する情報から得た知見とも整合的であり、合理的なものであると認められる。 その上で、本取引に関与する当事者は、本取引のシナジーとして、収益構造改革の促進・新規事業開発の強化・対象者既存事業の強化を挙げており、上記ア及びイで検討した対象者の事業課題の解決に関する基本的な視座に照らしても、本取引のシナジーについては、対象者の企業価値の向上に資するものであると認められる。 (2) 本取引成立後の対象者の経営方針 本特別委員会は、本取引成立後の対象者の経営方針に関する公開買付者の考えについて、以下のとおり確認した。 ・公開買付者は、対象者の完全子会社化後、対象者及び公開買付者との協議・連携を強化し、一体運営を行うことで、対象者を含めた公開買付者グループ間での技術やノウハウ・顧客・市場の相互活用を推進し、対象者の収益構造改革による黒字化や新たな成長戦略の再構築を早期に目指す方針である。 ・本取引後の対象者の経営体制については、本日現在において未定であるが、今後対象者と協議の上で、取締役をはじめとした役員の員数・待遇等の変更や、非上場化に伴う決裁・報告・連絡体制の見直しなどを検討する予定である。なお、公開買付者からの取締役派遣も継続する予定である。
--	---

・また、公開買付者は、今後対象者と協議の上、適正な人員数やグループ内での
出向・転籍を含めた人事異動等について検討していく予定である。なお、本公
開買付け成立後の対象者の従業員については、原則として、現状の雇用条件を
変更しない予定としている。

(3) 本取引のデメリット

本特別委員会は、本取引のデメリットに関する公開買付者及び対象者の考えに
ついて、以下のとおり確認した。

- ・対象者の上場廃止に伴うデメリットとして、一般的には、資本市場から資金調
達を行うことができなくなることや、取引先を含む外部からの社会的信用の獲
得、知名度の維持、及びそれらに基づく採用活動等による優秀な人材確保とい
った上場企業であることによるメリットを享受できなくなることが挙げられ
る。
- ・しかし、資金調達においては、現時点での対象者の財務基盤は健全であること
や公開買付者グループの信用力を活用できることから、影響はないと考えてい
る。また、対象者と取引先の信頼関係は既に一定程度構築されており、上場廃
止を理由に既存の取引関係が大きく剥落することはないと考えられること、対
象者においてこれまでの事業運営により積み重ねられてきた社会的信用や知名
度は、上場廃止により直ちに失われるものではなく、むしろ対象者が上場企業
として長期間の事業運営によって一定の社会的信用を積み上げてきた公開買付
者の完全子会社となることで維持・向上することが期待されること、公開買付
者グループの採用活動の方法の見直し等により採用活動への影響は抑えること
が可能と考えられることから、本取引後も、上場廃止に伴うデメリットによる
影響は僅少であり、上記の対象者の企業価値向上が見込まれるメリットがデメ
リットを上回るものと考えている。

(4) 小括

対象者及び公開買付者から説明された内容に不合理な点は認められず、対象者
を取り巻く事業環境、対象者の事業課題、対象者の事業における今後の見通し等
に鑑み、本取引を実施することは、上記(1)に記載の各シナジー効果を獲得し、
対象者の事業課題克服に繋がることが期待できるものであり、本取引により想定
される上記(2)に記載の一定のデメリットを考慮したとしても、すべてのステーク
ホルダーにとって、対象者の企業価値向上に資すると認められる。

以上から、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

3 本取引の取引条件（本取引における対価を含む。）の公正性・妥当性について

(1) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、対象者グループ及び公開買付者グループ並びに本取引の成否から独
立した第三者算定機関である大和証券から本株式価値算定書（大和証券）を取得
し、また、本特別委員会は、対象者グループ及び公開買付者グループ並びに本取
引の成否から独立した本特別委員会独自の第三者算定機関としてブルータス・コ
ンサルティングを選任し、ブルータス・コンサルティングから本株式価値算定書
（ブルータス・コンサルティング）を取得しているところ、本特別委員会は、同
算定書において用いられた算定方法等について、大和証券及びブルータス・コ
ンサルティングから詳細な説明を受けた。

本株式価値算定書（大和証券）によれば、対象者株式の1株当たりの株式価値
は、市場株価法によると808円から872円、DCF法によると777円から1,171円、と
されている。

本株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）によれば、対象者株式の
1株当たりの株式価値は、市場株価法によると808円から872円、DCF法によると
661円から1,247円、とされている。

本特別委員会は、大和証券及びブルータス・コンサルティングに対して、評価手法の選択、市場株価法における市場株価・出来高についての分析、DCF法における算定の基礎となる本事業計画、本事業計画を基礎とした財務予測、継続価値の算定方法、割引率の算定根拠等に関する質疑応答を行い、その算定結果の差異について検討した結果、これらについて一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

当該算定の前提となっている対象者の財務予測は、2026年3月期から2036年3月期までの11期間を対象期間とする本事業計画に基づくものである。本事業計画の作成過程については、対象者より、以下のとおり説明を受けた。

- ・対象者は、2025年7月頃から、2027年3月期から2031年3月期を対象期間とする中期経営計画案の検討を開始しており、本取引がなかった場合、中期経営計画として完成させ、2026年3月に開催される取締役会で承認を受け、後日公表する予定であった。
- ・中期経営計画案の作成過程において、本取引の提案を受けたことから、本事業計画は、中期経営計画案と並行して作成され、同期間の財務予測は、中期経営計画案と同内容となっている。
- ・中期経営計画案及び本事業計画のうち2031年3月期までの部分（以下、併せて「事業計画（2031年3月期迄）」といいます。）は、本取引に関与しない対象者各事業部門及び本取引に関与しない対象者各子会社が作成した初期的な計画を事業管理部が集約し、それに対して対象者代表取締役である宮村毅がコメントをする形で作成された。宮村毅代表取締役の知識及び経験に照らすと、同人が関与せずに作成された対象者の事業計画（2031年3月期迄）の実現可能性及び十分性に関する懸念が大きく、同人を事業計画（2031年3月期迄）の作成に関与させる必要性が高いことから、同人を事業計画（2031年3月期迄）の作成に関与させたものである。なお、2032年3月期以降の本事業計画は、中期経営計画案の対象期間外であるため、特別利害関係人の宮村毅代表取締役以外の執行役員及び事業管理部が独自に作成した。
- ・宮村毅代表取締役は、公開買付者の専務執行役員の地位にあるが、同代表取締役が事業計画（2031年3月期迄）の作成にあたり行ったコメントは、いずれも、事業管理部が作成した初期的な計画を上方修正すべき旨のコメントであり、本事業計画の矮小化や株式価値を引き下げる意図のものではなかった。また、本事業計画の作成経過において不合理な点が見受けられないことや、宮村毅代表取締役によるコメント内容の妥当性（いずれのコメントも事業計画を矮小化する意図はなかったこと）について、特別利害関係人を除く対象者の社内取締役全員（峰野純一氏、日下部克彦氏及び浜岡陽氏）による確認を得ている。
- ・事業計画（2031年3月期迄）を含む本事業計画の作成過程に係る上記説明を踏まえると、本事業計画はその作成過程において不合理な点は見受けられず、株式価値算定の前提として本事業計画を利用することには合理性が認められる。なお、中期経営計画案は、本取引が実行されると対象者が公開買付者の完全子会社となることが予定されているため、本日時点では、中期経営計画として完成しておらず、取締役会での決議が実施される予定や、公表される予定もないとのことである。

大和証券及びブルータス・コンサルティングによる株式価値算定の前提となった本事業計画に示される対象者財務予測の数値においては、大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれている。

その具体的内容は対象者プレスリリースに記載される予定であるが、2027年3月期から2030年3月期の各事業年度において、増減について具体的な変動項目・数値を挙げて説明がされる予定であり、当該説明は具体性を持った合理的なものであると認められる。

したがって、本株式価値算定書（大和証券）及び本株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）による対象者株式の株式価値評価額は不合理なものではないと判断される。なお、いずれの第三者算定機関からもフェアネス・オピニオンは取得していないが、本株式価値算定書（大和証券）及び本株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）の取得により、価格の妥当性は十分に検証されていることや、下記「4 本取引に至る交渉過程等の手続の公正性について」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられていることを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の公正性が担保されていると判断される。

(2) 本公開買付価格について

本公開買付価格1,150円は、本株式価値算定書（大和証券）及び本株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）による市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限額（872円）を大幅に上回るものである。また、本株式価値算定書（大和証券）及び本株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）によるDCF法による算定結果のレンジの中央値を大幅に上回る金額であることが認められる。

加えて、本公開買付価格（1,150円）は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値の819円に対して40.42%、同日までの過去1ヶ月間（2026年1月13日から2026年2月12日まで）の終値単純平均値813円に対して41.45%、同日までの過去3ヶ月間（2025年11月13日から2026年2月12日まで）の終値単純平均値808円に対して42.33%、同日までの過去6ヶ月間（2025年8月13日から2026年2月12日まで）の終値単純平均値872円に対して31.88%であり、本公開買付けの公表予定日の前営業日の終値並びに過去1ヶ月及び3ヶ月間の終値単純平均値に対しては40%を超えるプレミアムが加算されたものである。M&A指針を公表した後の2019年6月28日以降に公表された、本件に類似するといえる親会社による完全子会社化を企図した非公開化事例82件におけるプレミアムの中央値（公表予定日前営業日の終値に対して38.0%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して39.9%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して39.5%、直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して38.0%）との比較においては、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムを除き、いずれも中央値を超えている。他方、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムとしては、上記事例におけるプレミアム水準と比べると必ずしも高い水準とまではいえないものの、上記事例のうち、本件の公開買付金額の総額に近い事例（買付総額500億円以上の事例）25件におけるプレミアム水準（基準日の前営業日時点の東京証券取引所における対象者株式の株価終値に対するプレミアムの中央値である23.8%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値である29.9%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値である30.8%、同日までの過去6ヶ月間の中央値である29.3%）も考慮すると相応のプレミアム水準であるといえる。

以上の点を踏まえると、本公開買付価格は、合理的水準のプレミアムが付されているものであり、妥当な価格であると認められる。

(3) 交渉過程の手続の公正性

下記「4 本取引に至る交渉過程等の手続の公正性について」のとおり、本公開買付けを含む本取引に至る交渉過程の手続は公正であると認識しているところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(4) 下方修正開示について

対象者は、下方修正開示①に記載のとおり、2026年3月期中間期の連結業績予想の下方修正を行い、また、下方修正開示②に記載のとおり、2026年3月期通期の連結業績予想の下方修正を行っている。

対象者によれば、下方修正開示①は、世界的にライフサイエンス研究市場が低迷する中、米国の政府方針による研究助成金の大幅削減や中国の経済状況などの影響が加わり、産業界及びアカデミアにおける研究開発のアクティビティが世界的に低下し、売上高が前回発表予想を下回る見込みとなったこと、その結果、営業利益及び経常利益についても前回発表予想を下回る見込みとなったこと、及び、特別損失の計上を要因とするものである。そして、特別損失の計上については、長期にわたり建設仮勘定で計上していた細胞加工やウイルスベクターなどの受託製造に係る設備について、大口顧客からの注文が見込めなくなり、その後も営業活動を進めたものの、2025年6月に行った固定資産実査を機に今後の使用見込の有無を精査し、2025年8月より有限責任監査法人トーマツからの助言も得て、2026年3月期中間期に対象資産について減損損失を計上することとなったものであるとのことである。また、下方修正開示②は、世界的なライフサイエンス研究市場が引き続き低迷するとの見込みや、日本におけるCDMO事業の新規案件獲得の未達等を要因とするものであり、下方修正開示は本取引と無関係に行われたもののことである。

公開買付者によると、本取引に向けた検討を開始したのは2025年9月下旬とのことであり、下方修正開示①の要因や対象資産の減損損失の計上に至る判断過程及び下方修正開示②の要因はいずれも、公開買付者による本取引の検討開始前から存在するものであることを踏まえると、下方修正開示は本取引の検討開始と無関係であると考えことは合理的であり、意図的に対象者株式の株価を下げる目的で行われたものではないと考えられる。そのため、前記(1)記載の本株式価値算定書（大和証券）及び本株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）による市場株価法の算定並びに前記(2)記載のプレミアム水準の判断において、下方修正開示以降の対象者株式の株価も考慮の対象とすることに問題はないと考えられる。

(5) 本取引の方法の合理性

本取引は、公開買付者による現金を対価とする公開買付け及びその後の本スクイーズアウト手続（株式等売渡請求又は株式併合）の実施による二段階買収という方法が予定されている。

一段階目として公開買付けを行い、二段階目として株式等売渡請求又は株式併合を行うという方法は、完全子会社化の取引においては一般的に採用されている方法であり、かつ、いずれの手続においても裁判所に対する売買価格の決定の申立て又は株式買取請求後の価格決定の申立てが可能である。

また、本公開買付けに応募しなかった一般株主は、本公開買付けの後に実施される予定の本スクイーズアウト手続において、最終的に金銭が交付されることになること、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付け価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう決定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定である。従って、本取引と類似の事例において採用される一般的な手法であること、一般株主が対価について異議を述べる機会も確保されていること等から、手続として合理性が認められる。

(6) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件（本取引における対価を含む。）は公正・妥当であると判断するに至った。

4 本取引に至る交渉過程等の手続の公正性について

(1) 独立した特別委員会の設置

対象者は、対象者が公開買付者の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、本取引の公正性を担保するという観点から、本取引について検討するにあたっては、対象者グループ及び公開買付者グループ並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザーである大和証券並びに法務アドバイザーである大江橋法律事務所から助言・意見等を得ながら、対象者グループ及び公開買付者グループ並びに本取引の成否から独立した本特別委員会を設置した。

本特別委員会の委員はいずれも、対象者グループ及び公開買付者グループ並びに本取引の成否から独立性を有している。また、本特別委員会の委員の報酬について成功報酬は採用されておらず、本特別委員会の委員は、本取引の成否に関して重要な利害関係を有していない。

そして、本特別委員会は、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の利益の確保の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の公正性・妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。なお、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の判断を最大限尊重して意思決定することとし、本特別委員会が本取引の条件につき公正・妥当であるとの判断に至らなかった場合、対象者取締役会は当該条件による本取引に賛同しないものとすることを決議している。

(2) 外部専門家の独立した専門的助言等の取得

本特別委員会は、第1回特別委員会において、大和証券及び大江橋法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び法務アドバイザーとして承認すると共に、本特別委員会としてもこれらのアドバイザーから専門的助言を受けることに異議がない旨を確認している。また、本特別委員会は、プルータス・コンサルティング及び淀屋橋・山上合同の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、プルータス・コンサルティングを本特別委員会独自の第三者算定機関、淀屋橋・山上合同を本特別委員会独自の法務アドバイザーとして選任し、公開買付者との交渉方針を含む財務的見地、法的見地からの助言を受けている。

(3) 対象者による協議・交渉の過程

対象者は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本公開買付価格について、一般株主の利益保護の観点からその公正性・妥当性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付者との間で複数回にわたって行っている。具体的な交渉経過は以下のとおりである。

- ① 2026年1月15日、公開買付者から、本公開買付けにおける本公開買付価格を950円とすることを含む本取引の諸条件に関する提案を受けた。
- ② これに対し、対象者は、本特別委員会の承認を得た上で、同月20日、公開買付者に対し、当該提案価格は、対象者の一般株主の利益に対して十分な配慮がなされた水準とは認められないと考えていることから、提案価格の引上げを検討するよう要請した。
- ③ 2026年1月21日、公開買付者より、本公開買付価格を1,020円とする再提案を受けた。

- ④ これに対し、対象者は、本特別委員会の承認を得た上で、同月23日、公開買付者に対し、当該提案価格は、直近の1年間において、業績予想を二度（2025年3月期、2026年3月期）下方修正しており、2026年2月13日まで未公表であった本事業計画が織り込まれていない対象者株式の市場株価動向、過去の類似事例（完全子会社化を企図した非公開化事例）におけるプレミアム水準、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券及びブルータス・コンサルティングが実施した対象者株式の株式価値算定の内容等に照らして、対象者の一般株主の利益の確保に十分な水準であると依然として認められないと考えていることから、提案価格の引上げを検討するよう要請した。
- ⑤ 2026年1月27日、公開買付者より、本公開買付価格を1,080円とする再提案を受けた。
- ⑥ これに対し、対象者は、本特別委員会の承認を得た上で、2月3日、公開買付者に対し、当該提案価格は、対象者株式の市場株価動向、過去の類似事例におけるプレミアム水準、本取引により発現するシナジーの一般株主への公正な分配の観点等を総合的に考慮すると、一般株主の利益確保の観点からは十分な水準ではないと考えていることから、提案価格の引上げを検討するよう要請した。
- ⑦ 2026年2月5日、公開買付者より、本公開買付価格を1,110円とする再提案を受けた。
- ⑧ これに対し、対象者は、本特別委員会の承認を得た上で、2月6日、公開買付者に対し、当該提案価格は、引き続き本公開買付けに賛同し、対象者の一般株主に対し応募推奨できる水準ではないと考えていることから、提案価格の引上げを検討するよう要請した。
- ⑨ 2026年2月9日、対象者は、公開買付者より、最終提示価格として、本公開買付価格を1,150円とする再提案を受けた。
- ⑩ 最終提示価格は、当該提案を受けた2026年2月9日の前営業日（2026年2月6日）時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値797円に対して44.29%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値815円に対して41.10%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値813円に対して41.45%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値874円に対して31.58%のプレミアムが付された金額となっており、過去の類似事例におけるプレミアム水準と比べても相応なプレミアムが付されていると考えたこと、及びDCF法による算定結果のレンジ中央値を大幅に上回る金額であったことから、対象者は、2026年2月9日、本特別委員会の承認を得た上で、当該時点における対象者の考えとして、本公開買付価格を1,150円とすることをもって本公開買付けに対する賛同及び応募推奨意見を表明する方向で調整を図る旨を回答した。

以上の交渉経過において、本特別委員会は、公開買付者からの上記①、③、⑤、⑦及び⑨の各価格提案の都度委員会を開催し、対象者及び大和証券から各提案内容の詳細について説明を受けた上で、大和証券及びブルータス・コンサルティングによる対象者の株式価値の試算結果、各提案価格のプレミアム水準、過去の類似事例（完全子会社化を企図した非公開化事例）におけるプレミアム水準並びに各アドバイザーからの助言等を踏まえ、各提案に対する回答の内容・方法等について、本公開買付価格を一般株主にとってできる限り有利な価格とするための意見を述べると共に、当該意見が反映された回答の内容・方法等を承認することにより、価格交渉に実質的に関与した。さらに、対象者は、上記のとおり本特別委員会の承認を得た内容・方法等に従って、各価格提案に対する回答を行った。

具体的には、対象者は大和証券を窓口として、本特別委員会が承認した回答書の提示を含む価格交渉を公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券を介して実施し、対象者と公開買付者の交渉の結果として、1株当たり1,150円という本公開買付価格の決定に至るまでには、対象者株式1株当たり950円とする公開買付者の当初の提案より、計4回、総額200円（当初提案からの引上げ率21.05%）（小数点以下第三位を四捨五入。）の価格の引上げを受けている。

(4) 対象者の特別利害関係人を除く取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者取締役会において、特別利害関係人を除く対象者の取締役6名全員において審議の上、全員一致により本取引に賛同の意見を表明すると共に、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を予定しており、当該決議は、同取締役会に参加する対象者の監査役5名全員から上記決議を行うことについて異議がない旨の意見が得られることが前提とされている。

なお、対象者の取締役のうち取締役会長の仲尾功一氏は2024年6月まで公開買付者の取締役を兼任しており、代表取締役の宮村毅氏及び取締役の木村睦氏は、それぞれ公開買付者の専務執行役員、代表取締役を現に兼任していることから、特別利害関係人に該当すると判断し、本取引における対象者の意思決定には参加していない。また、上記取締役会における審議及び決議に参加した取締役のうち、峰野純一氏、浜岡陽氏及び日下部克彦氏は対象者が2002年に設立される前に公開買付者に在籍していたが、いずれも公開買付者の従業員の地位を有しなくなってから20年間以上が経過しており、かつ、本取引に関し、公開買付者側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本取引における対象者の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、上記取締役会における審議及び決議に参加する予定である。

(5) マーケット・チェック

対象者は市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する積極的なマーケット・チェックは行っていないが、公開買付者が対象者の親会社であることに鑑みるとかかる措置は相当であると考えられる。

公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付期間を34営業日とし公開買付期間を比較的長期にすることにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保している。また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているいわゆる間接的なマーケット・チェックが実施される見込みと評価できる。

(6) 強圧性の排除

①本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、対象者株式（公開買付者が所有する対象者株式を除く。）の株式売渡請求をすること又は株式併合を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請することが予定されており、対象者の株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、②株式売渡請求又は株式併合をする際に、対象者の株主に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者及び対象者を除く。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう決定される予定であることから、対象者の株主に対して本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮している。

(7) 適切な情報開示

本特別委員会は、対象者が提出予定の意見表明報告書及び意見表明プレス並びに公開買付者が公表予定の公開買付届出書の各ドラフトの内容について説明を受け、大江橋法律事務所及び淀屋橋・山上合同からも助言を受けてその内容を確認した。これらのドラフトにおいては、本株式価値算定書（大和証券）及び本株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）の概要、本特別委員会における検討経緯や公開買付者との取引条件の交渉過程への関与状況、答申書等について充実した情報開示がなされる予定となっている。

(8) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限についてマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方は採用されていない。

もっとも、M&A指針においても、支配株主による従属会社の買収のように買収者の保有する対象会社の株式の割合が高い場合における企業価値の向上に資するM&Aに対する阻害効果の懸念が指摘されるなど、マジョリティ・オブ・マイノリティの採用は必須とはされておらず、本件でもマジョリティ・オブ・マイノリティを設定しないことが決定的なマイナス要因となるものではない。

さらに、本公開買付けの実施に関して、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定以外の公正性担保措置が多く採用されていることが認められる。

従って、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティが採用されていなくても、本取引の取引条件の公正さは阻害されない。

(9) 公正性を疑わせるその他の事情の不存在

以上の点に加え、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、対象者が公開買付者より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められない。

(10) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に至る交渉過程等の手続は公正であると判断するに至った。

④ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性を確保するために公開買付者グループ及び対象者グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対して、対象者株式の価値算定を依頼し、2026年2月12日付で、本株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）を取得したとのことです（注3）。

ブルータス・コンサルティングは、公開買付者グループ及び対象者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本特別委員会は、いずれの第三者算定機関からもフェアネス・オピニオンは取得しておりませんが、本株式価値算定書（大和証券）及び本株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）の取得により、価格の妥当性は十分に検証されていることや本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられていることを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の公正性が担保されていると判断しているとのことです。また、本取引に係るブルータス・コンサルティングの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

(ii) 対象者株式に係る算定の概要

ブルータス・コンサルティングは、複数の算定手法の中から対象者株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案するために市場株価法、対象者業績の内容や予想等を評価に反映するためにDCF法を算定方法として用いて対象者の1株当たりの株式価値の分析を行い、本特別委員会は、2026年2月12日付でブルータス・コンサルティングより本株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）を取得したとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法：808円から872円

DCF法：661円から1,247円

市場株価法では2026年2月12日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所プライム市場における基準日の終値819円、直近1ヶ月間（2026年1月13日から2026年2月12日まで）の終値単純平均値813円、直近3ヶ月間（2025年11月13日から2026年2月12日まで）の終値単純平均値808円及び直近6ヶ月間（2025年8月13日から2026年2月12日まで）の終値単純平均値872円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を808円～872円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した本事業計画を基に、本事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2026年3月期第4四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり価値の範囲を661円～1,247円までと算定しているとのことです。なお、割引率は加重平均資本コストを用い、6.8%～8.6%を採用しているとのことです。継続価値の算定にあたっては永久成長率法及び倍率法を採用し、永久成長率法では、理論上想定される長期的な経済環境等を踏まえ成長率を0%とし、継続価値を1,207億円～1,526億円と算定しているとのことです。倍率法では、EBIT及びEBITDAの倍率を採用し、業界各社の水準等を踏まえてそれぞれ15.9倍～17.9倍及び10.0倍～10.7倍として、対象者の継続価値を1,660億円～2,367億円と算定しているとのことです。

非事業用資産として、必要運転資金（対象者における過去の資金繰り実績等を総合的に考慮して算出しているとのことです。）を控除した余剰現預金を加算しているとのことです。

なお、本事業計画の作成主体等を含む前提については、上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 対象者株式に係る算定の概要」に記載のとおりとのことです。

ブルータス・コンサルティングがDCF法の算定の前提とした対象者財務予測の数値は以下のとおりであり、大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2027年3月期から2031年3月期においては、米国及び中国市場などライフサイエンス研究市場の回復、Spatial製品やNGS製品の販売拡大、TBI-1301の開発進展、AAVのライセンスアウトによる収入、CDMO事業の収益拡大など予定している各種施策が進捗することにより、対前年度比較で営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。また、2029年3月期は、補助金受領によるフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。

また、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減効果を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味していないとのことです。

(単位：百万円)

	2026年 3月期 (3ヶ月)	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期
売上収益	11,958	45,577	49,996	54,549
営業利益	△84	△3,634	△1,553	1,075
EBITDA	1,079	1,271	3,824	6,602
フリー・キャッシュ・フロー	△2,893	△11,428	△7,549	26,675

	2030年 3月期	2031年 3月期	2032年 3月期	2033年 3月期
売上収益	59,676	66,241	68,910	72,617
営業利益	3,158	6,096	5,854	6,981
EBITDA	8,907	11,848	11,663	12,907
フリー・キャッシュ・フロー	3,196	5,845	6,806	7,067

	2034年 3月期	2035年 3月期	2036年 3月期
売上収益	76,454	80,346	84,390
営業利益	8,129	9,263	10,439
EBITDA	14,166	15,399	16,669
フリー・キャッシュ・フロー	7,924	8,800	9,255

⑤ 特別委員会における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、上記「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、公開買付者グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立した法務アドバイザーとして淀屋橋・山上合同を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、並びに本特別委員会における本諮問事項に関する検討及び審議に関する法的助言を受けているとのことです。また、淀屋橋・山上合同は、公開買付者グループ及び対象者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。淀屋橋・山上合同の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

⑥ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、公開買付者グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立した法務アドバイザーとして大江橋法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

また、上記「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、大江橋法律事務所の独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けているとのこととです。

なお、大江橋法律事務所は、公開買付者グループ及び対象者グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのこととです。大江橋法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのこととです。

⑦ 対象者における独立した検討体制の構築

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者グループから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのこととです。具体的には、対象者は、2025年10月1日に本取引の実施に向けた初期的な検討を開始した旨の通知を受領した後、本取引に関する検討並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチーム（以下「本プロジェクトチーム」といいます。）を設置し、そのメンバーは、原則として、公開買付者グループ（対象者グループを除きます。）各社の役職員を兼務しておらず、かつ過去23年以内に公開買付者グループ（対象者グループを除きます。）各社の役職員としての地位を有していたことのない対象者の役職員のみから構成されるものとし、かかる取扱いを継続しているとのこととです。なお、本プロジェクトチームのメンバー10名のうち、対象者の取締役である浜岡陽氏と同氏を含む4名（対象者の執行役員）については過去に（2002年に対象者が設立される前に）公開買付者に在籍しておりましたが、対象者に転籍してから23年以上が経過しており、公開買付者グループ（対象者グループを除きます。）の役職員を兼務していないこと、また、当該4名は現在対象者の執行役員として、それぞれ、コーポレート本部・人事総務本部担当兼コーポレート本部長、人事総務本部長兼総務部長、製造本部・海外事業本部担当兼SCM本部長及びCDM本部・CDM推進本部・ViSpot事業本部担当兼CDM推進本部長の各役職にあり、対象者における定量面での検討に精通しており、本取引に関する検討（対象者の株式価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含みます。）並びに公開買付者との協議及び交渉への関与が不可欠かつ代替できないことから、独立した特別委員会を設置し、公正性を担保するための措置を講じることを踏まえ、本プロジェクトチームに参画しているとのこととです。また、以上の取扱いを含めて対象者の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのこととです。

⑧ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、大江橋法律事務所から得た法的助言、大和証券から得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書（大和証券）の内容、本特別委員会を通じて入手した淀屋橋・山上合同からの法的助言、本株式価値算定書（プルータス・コンサルティング）、本特別委員会から入手した本答申書、公開買付者との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正かつ妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2026年2月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すると共に、対象者株式について本公開買付けに応募することを推奨することを決議しているとのこととです。

上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役9名のうち、宮村毅氏及び木村睦氏は公開買付者の関係者（それぞれ、公開買付者の専務執行役員及び代表取締役）であり、また、仲尾功一氏は公開買付者に専務執行役員として在籍していた期間の終了時から1年を経過していない公開買付者の出身者であるため、対象者が公開買付者の子会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、対象者取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、これらの3名を除く6名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っているとのことです。

また、対象者の取締役のうち、仲尾功一氏、宮村毅氏及び木村睦氏の3名は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場で本取引の協議及び交渉に参加していないとのことです。

なお、上記取締役会における審議及び決議に参加した取締役のうち、峰野純一氏、浜岡陽氏及び日下部克彦氏は対象者が2002年に設立される前に公開買付者に在籍していたとのことです。いずれも公開買付者の従業員の地位を有しなくなってから20年間以上が経過しており、かつ、本取引に関し、公開買付者側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本取引における対象者の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、上記取締役会における審議及び決議に参加しているとのことです。上記3名のうち、品質管理・品質保証担当である峰野純一氏、製造担当である日下部克彦氏は管掌外の業務であり、本プロジェクトチームに参加しておらず、担当管掌に照らして本プロジェクトチームの統括を浜岡陽氏が担当することとなったため、浜岡陽氏のみが、上記「⑦ 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、本プロジェクトチームに参画し、公開買付者との協議及び交渉に参加したとのことです。

また、上記取締役会に出席した監査役（監査役合計5名の全員が出席しています。）はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、上記取締役会に出席した監査役のうち、掛見卓也氏は2020年3月まで公開買付者に在籍しており、雲聡氏は対象者が2002年に設立される前に公開買付者に在籍しておりましたが、公開買付者の従業員の地位を有しなくなってからそれぞれ5年間以上、20年間以上が経過しており、かつ、本取引に関し、公開買付者側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本取引における対象者の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、上記取締役会に出席しているとのことです。

⑨ 取引保護条項の不存在

公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

	⑩ 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置 公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、本株式売渡請求をすること又は本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して、株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式売渡請求又は本株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（対象者及び公開買付者らを除きます。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付期間を34営業日としております。公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行うための機会を確保しております。
--	---

(注1) 野村證券は、対象者の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。対象者及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。対象者の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、公開買付者の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2026年2月12日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、公開買付者の取締役会が対象者の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(注2) 本事業計画は、対象者が2025年7月頃から検討を開始した中期経営計画案（以下「中期経営計画案」といいます。なお、中期経営計画案は、本取引が実行されると対象者が公開買付者の完全子会社となることが予定されているため、本書提出日時点では、中期経営計画として完成しておらず、取締役会での決議が実施される予定や、公表される予定もないとのことです。）と並行して対象者が本取引の検討開始後に作成したもので、本事業計画の6年目までは中期経営計画案と同じ内容であり、中期経営計画案の対象外である7年目以降については独自に作成したものととのことです。なお、本事業計画は、対象者及び各子会社別の事業計画に基づき、対象者が現時点で合理的に将来予測が可能な期間として、2026年3月期から2036年3月期までの11期間で構成されているとのことです。また、本事業計画（ただし、中期経営計画案と重複する6年目までに限る）の作成にあたっては、公開買付者の出身者である対象者代表取締役の宮村毅氏が関与しているものの、同人の知識及び経験に照らすと、同人が関与せずに作成された場合は、対象者の本事業計画の実現可能性及び十分性に関する懸念が大きく、同人を本事業計画の作成に関与させる必要性が高いことから、同人を本事業計画の作成過程に関与させているとのことです。なお、同人の関与は、あくまで対象者事業管理部が作成した本事業計画案（ただし、中期経営計画案と重複する6年目までに限る）を確認し、利益を押し上げる方向でコメントを行ったのみであり、同人が自ら本事業計画案の作成を主導したわけではないとのことです。また、同人によるコメント内容の妥当性（いずれのコメントも事業計画を矮小化する意図はなかったこと）について、特別利害関係取締役を除く対象者の社内取締役全員（峰野純一氏、日下部克彦氏及び浜岡陽氏）による確認を得ているとのことです。また、以上の取扱いについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

(注3) プルータス・コンサルティングは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。ただし、プルータス・コンサルティングは、算定の基礎とした対象者の本事業計画について、対象者との間で質疑応答を行いその内容を確認しているとのことです。また、上記「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認し、不合理でないことを確認しているとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	47,065,467 (株)	6,927,000 (株)	— (株)
合計	47,065,467 (株)	6,927,000 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,927,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付け者が取得する対象者株式の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者決算短信に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数(120,415,600株)から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(133株)及び本書提出日現在公開買付け者が所有する対象者株式の数(73,350,000株)を控除した株式数(47,065,467株)になります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	470,654
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2026年2月16日現在）（個）（d）	733,500
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2026年2月16日現在）（個）（g）	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（2025年9月30日現在）（個）（j）	1,203,723
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合（a/j）（%）	39.09
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ （%）	100.00

（注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

（注2） 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2026年2月16日現在）（個）（g）」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2026年2月16日現在）（個）（g）」は分子に加算しておりません。また、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

（注3） 「対象者の総株主等の議決権の数（2025年9月30日現在）（個）（j）」は、対象者が2025年11月12日に提出した第24期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2025年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（120,415,600株）から、対象者決算短信に記載された2025年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（133株）を控除した株式数（120,415,467株）に係る議決権の数（1,204,154個）を分母として計算しております。

（注4） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。（注1）

オンラインサービス（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）による応募に関しては、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）にて公開買付期間末日の15時30分までに手続きを行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。（注2）

- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。

- ④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

- ⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

- ⑥ 日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

- ⑦ 応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要となるほか、ご印鑑が必要な場合があります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」の他、[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2] 本人確認書類が必要です。

※申込書に記載された氏名・住所・生年月日のすべてが確認できるものをご準備ください。

※野村證券株式会社の受付日時点で、有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものに限り（「通知カード」は、発行日から6ヶ月以降も有効です。）。

※野村證券株式会社の店舗でお手続きをされる場合は、原本をご提示ください（窓口にて写しをとらせていただく場合があります。）。

※コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

※新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の

本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

※以下の内容は変更の可能性もあるため、お手続きの時点でのマイナンバー（個人番号）を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

〔1〕マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

〔2〕本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
マイナンバーカード（個人番号カード）	マイナンバーカード（個人番号カード） ※オンライン専用支店に口座を開設する場合、〔A〕又は〔B〕よりいずれか1点
通知カード ※現在の氏名・住所が記載されていない「通知カード」はご利用いただけません。	〔A〕のいずれか1点、又は〔B〕のうち2点 ※オンライン専用支店に口座を開設する場合、〔A〕又は〔B〕よりいずれか2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	〔A〕又は〔B〕のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

〔A〕顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
※2020年2月4日以降に発給申請した「旅券（パスポート）」は「所持人記入欄」がないため、1点のみではご利用いただけません。その他の本人確認書類と併せてご提出ください。

〔B〕顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
資格確認書（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

・法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要となる場合があります。

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

※法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となる場合があります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

（注2） オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続きください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続きに時間を要しません。

- ・ 個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。もしくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。
- ・ 法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス (<https://hometrade.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の交付もしくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続きを行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求した上で、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続き終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	54,125,287,050
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	400,000,000
その他(c)	16,000,000
合計(a) + (b) + (c)	54,541,287,050

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（47,065,467株）に本公開買付価格（1,150円）を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
—	—
計(a)	—

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社みずほ銀行 （東京都千代田区大手町 一丁目5番5号）	買付け等に要する資金に充当す るための借入れ（注） 弁済期：2027年4月10日 （期限一括返済） 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：無担保	55,000,000
計(b)				55,000,000

（注） 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、みずほ銀行から、55,000,000,000円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年2月13日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
計(d)	

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

55,000,000,000円（(a) + (b) + (c) + (d)）

（3）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(2) 【決済の開始日】

2026年4月13日（月曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付け期間末日の翌営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付け代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付け代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,927,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,927,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしツ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イないしトに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続き終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

②【会社の目的及び事業の内容】

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

④【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
計						—

(2)【経理の状況】

①【貸借対照表】

②【損益計算書】

③【株主資本等変動計算書】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

①【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第114期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月26日関東財務局長に提出

ロ【半期報告書】

事業年度 第115期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月12日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

②【上記書類を縦覧に供している場所】

宝ホールディングス株式会社

(京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2026年2月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	733,500 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	733,500	—	—
所有株券等の合計数	733,500	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、2025年12月31日現在、対象者株式133株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(2026年2月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	733,500 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	733,500	—	—
所有株券等の合計数	733,500	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2026年2月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、2025年12月31日現在、対象者株式133株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(2026年2月16日現在)

氏名又は名称	タカラバイオ株式会社
住所又は所在地	滋賀県草津市野路東七丁目4番38号
職業又は事業の内容	試薬及び機器の開発・製造・販売、受託、遺伝子医療
連絡先	連絡先 タカラバイオ株式会社 広報・IR部長 山本 英樹 連絡場所 滋賀県草津市野路東七丁目4番38号 電話番号 077-565-6970
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

② 【所有株券等の数】

(2026年2月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、2025年12月31日現在、対象者株式133株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

取引の概要	2023年3月期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	2024年3月期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	2025年3月期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
対象者による公開買付者への商標権の使用料の支払	6百万円	6百万円	6百万円
対象者による公開買付者への配当金の支払	2,420百万円	3,080百万円	1,246百万円
対象者による公開買付者へのコンピュータ関係の業務委託料の支払	410百万円	397百万円	331百万円
対象者による公開買付者への事務所賃借支払	0百万円	0百万円	0百万円

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026年2月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明すると共に、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑧ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
月別	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月
最高株価	1,039	972	989	947	872	836	833
最低株価	834	901	902	801	759	781	790

(注) 2026年2月については、2月13日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第22期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月27日関東財務局長に提出
事業年度 第23期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月20日関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第24期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月12日関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

タカラバイオ株式会社
(滋賀県草津市野路東七丁目4番38号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

「2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

対象者は、2026年2月13日付で、対象者決算短信を公表しております。当該公表に基づく同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の期中レビューを受けているとのことです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

① 損益の状況（連結）

会計期間	2026年3月期第3四半期 累計期間
売上高	28,392百万円
営業利益	△4,855百万円
経常利益	△5,092百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	△9,619百万円

② 1株当たりの状況（連結）

会計期間	2026年3月期第3四半期 累計期間
1株当たり四半期純利益	△79.89円
1株当たり配当金	—

【公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移】

【事業の内容】

公開買付者グループ（公開買付者および公開買付者の関係会社）は、公開買付者、子会社68社および関連会社2社で構成され、「宝酒造」が営む国内での酒類・調味料の製造・販売、「宝酒造インターナショナルグループ」が営む海外での酒類の製造・販売、海外の日本食レストラン等への日本食材などの販売、「タカラバイオグループ」が営む試薬、機器などの開発・製造・販売や受託および遺伝子医療を主たる事業としております。公開買付者は、持株会社として各事業会社を統括するほか、グループ各社の間接業務の受託や不動産賃貸事業を行っております。

なお、公開買付者は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

セグメントにおける公開買付者グループの事業内容とその位置付けは次のとおりであります。

〔宝酒造〕

宝酒造株式会社は、国内において焼酎、清酒およびソフトアルコール飲料など酒類全般ならびに本みりんなどの酒類調味料、食品調味料および原料用アルコールの製造・販売を行っております。

当セグメントに携わる子会社は宝酒造株式会社であります。

〔宝酒造インターナショナルグループ〕

宝酒造インターナショナル株式会社は、グループ会社の管理、宝酒造株式会社の酒類・調味料製品の輸出販売を行っております。

Takara Sake USA Inc. は、米国カリフォルニア州において主に清酒の製造を行い、宝酒造株式会社が供給する酒類製品ともども米国一円に販売しております。The Tomatin Distillery Co.Ltdは、スコッチウイスキーの製造・販売を行っており、Age International, Inc. は、バーボンウイスキーを販売しております。

Mutual Trading Co., Inc.（同社の子会社含む）は、日本食材、調味料、酒類などのほか、レストランの調理器具や食器類に至るまで幅広いアイテムを取り扱い、米国を中心に卸売業を展開しております。

FOODEX S.A.S.、Cominport Distribución S.L.およびTazaki Foods Ltd.は、ヨーロッパを拠点として日本食材の卸売業を営んでおり、Takara Sake USA Inc.や宝酒造株式会社の製品をはじめ、酒類、調味料、冷凍食品などを販売しております。また、Kagerer & Co. GmbHは、ドイツ ミュンヘン近郊で卸売業を営んでおり、主力の水産品をはじめ、日本食材などを欧州全域に販売しております。

Nippon Food Supplies Company Pty Ltdは、豪州において日本食材の卸売業を営んでおります。

上述した会社を含め、当セグメントに携わる子会社は50社であり、関連会社は1社であります。

〔タカラバイオグループ〕

タカラバイオ株式会社は、試薬・機器に関連する開発・製造・販売ならびに再生医療等製品の開発製造支援サービスや遺伝子解析・検査などのCDMO受託サービスを行っております。また、遺伝子治療等に必要なバイオ創薬基盤技術、製造補助剤の開発・製造・販売や臨床開発を行い、その価値の最大化に向けて取り組んでおります。

海外では、中国において宝生物工程（大連）有限公司が試薬の開発・製造や受託サービスを行い、宝日医生物技術（北京）有限公司が試薬や機器の販売を行っております。Takara Bio Europe S.A.S.は、ヨーロッパにおいて、試薬の製造・販売、機器の販売や受託サービスを行っております。また、Takara Bio USA, Inc.は、米国において、試薬や機器の開発・製造を行い、全世界に販売しております。

上述した会社を含め、当セグメントに携わる子会社は10社であります。

〔その他〕

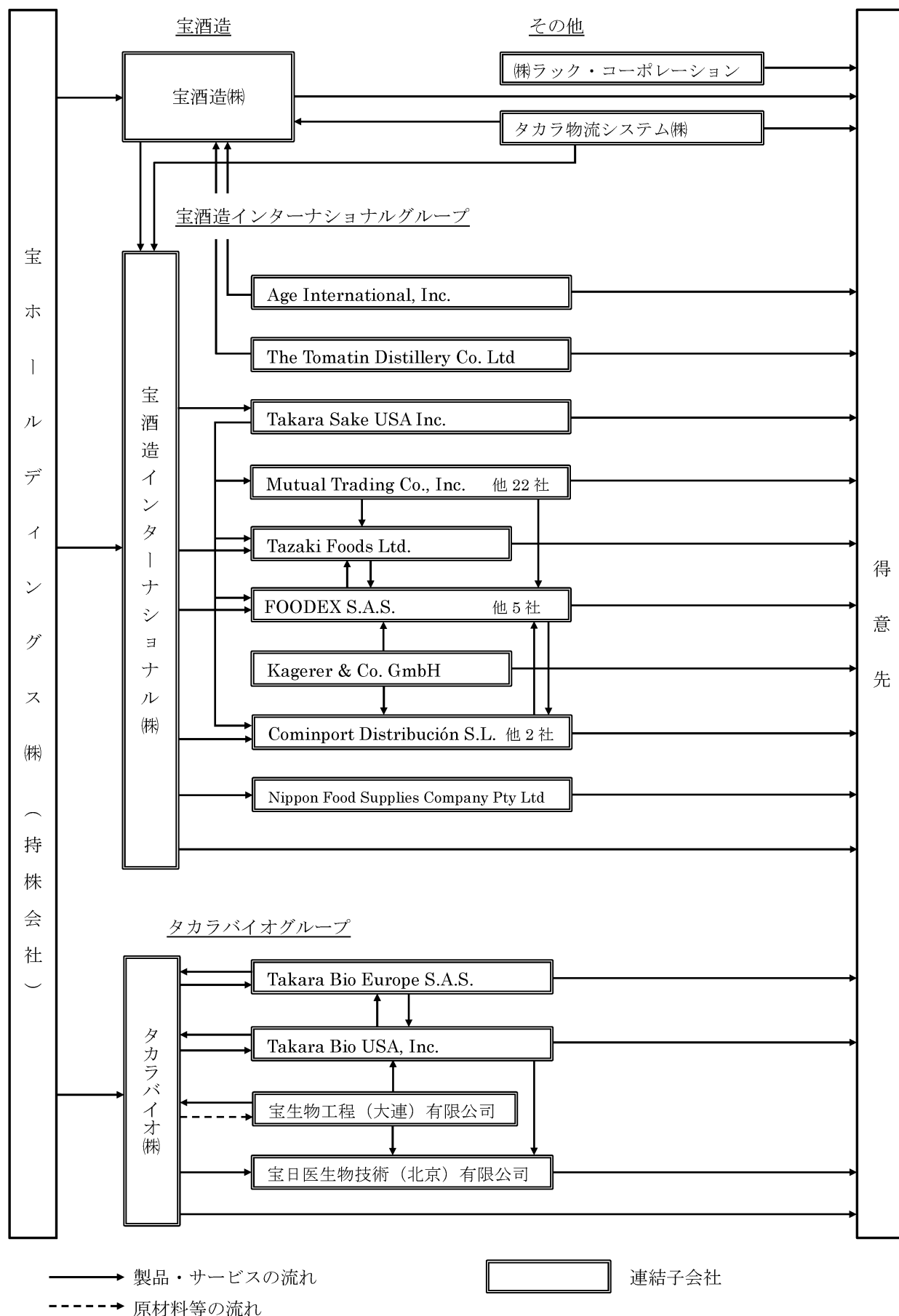
その他は、国内グループ会社が営む貨物運送事業やワイン輸入販売、主に公開買付者が営む不動産賃貸事業などあります。

貨物運送事業はタカラ物流システム株式会社が営み、主に宝酒造株式会社の酒類・調味料製品の国内における貨物運送などを行っております。また、ブルゴーニュの高品質ワイン等の輸入販売は株式会社ラック・コーポレーションが営んでおります。

上述した会社を含め、その他の事業に携わる子会社は7社であり、関連会社は1社であります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(事業系統図)



【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第110期	第111期	第112期	第113期	第114期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	278,443	300,918	350,665	339,372	362,693
経常利益 (百万円)	21,929	43,230	38,706	23,336	22,180
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,574	20,769	21,206	16,176	16,202
包括利益 (百万円)	16,320	39,992	41,278	37,666	25,976
純資産額 (百万円)	191,535	224,555	255,318	280,465	300,903
総資産額 (百万円)	306,918	362,438	399,174	437,468	477,587
1株当たり純資産額 (円)	793.53	912.58	1,031.60	1,171.10	1,255.93
1株当たり当期純利益 (円)	53.48	105.05	107.26	82.09	82.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	51.1	49.8	51.1	52.3	51.3
自己資本利益率 (%)	6.9	12.3	11.0	7.5	6.8
株価収益率 (倍)	28.2	10.5	9.5	13.0	13.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	27,100	16,376	45,478	29,178	16,155
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△6,738	△10,399	△10,474	△19,993	△41,562
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,506	4,133	△22,215	△13,448	6,548
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	62,860	75,729	91,785	90,184	75,280
従業員数 (人)	4,748	4,934	5,171	5,492	5,729

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第111期の期首から適用しており、第111期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 公開買付者の経営指標等

回次	第110期	第111期	第112期	第113期	第114期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
営業収益 (百万円)	6,009	9,209	10,809	11,823	10,204
経常利益 (百万円)	2,045	5,054	6,755	7,575	5,849
当期純利益 (百万円)	1,827	4,900	7,074	10,237	7,980
資本金 (百万円)	13,226	13,226	13,226	13,226	13,226
発行済株式総数 (千株)	199,699	199,699	199,699	197,252	197,252
純資産額 (百万円)	72,265	73,986	74,396	82,829	79,728
総資産額 (百万円)	122,244	134,726	124,448	137,377	149,424
1株当たり純資産額 (円)	365.52	374.23	376.30	424.21	408.33
1株当たり配当額 (円)	21.00	37.00	38.00	29.00	31.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	9.24	24.79	35.78	51.95	40.87
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.1	54.9	59.8	60.3	53.4
自己資本利益率 (%)	2.6	6.7	9.5	13.0	9.8
株価収益率 (倍)	163.1	44.4	28.6	20.6	28.0
配当性向 (%)	227.3	149.3	106.2	55.8	75.9
従業員数 (人)	184	184	190	197	201
株主総利回り (%)	188.6	143.1	138.0	147.6	160.7
(比較指標：配当込みTOPIX)	(142.1)	(145.0)	(153.4)	(216.8)	(213.4)
最高株価 (円)	1,675	1,642	1,114	1,324	1,385
最低株価 (円)	695	1,058	918	1,020	996.1

- (注) 1. 2023年11月9日開催の取締役会決議に基づき、2024年2月29日付で自己株式2,447,700株を消却したことにより、第113期の発行済株式総数は2,447,700株減少しております。
2. 公開買付者は中間配当制度を採用しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第111期の期首から適用しており、第111期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	46,086	67,699	78,142	43,505	45,039
経常利益 (百万円)	14,159	28,459	20,682	3,405	2,592
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	9,547	19,849	16,012	1,480	1,041
包括利益 (百万円)	8,674	23,689	20,363	4,387	6,112
純資産額 (百万円)	74,302	96,064	112,454	111,784	115,849
総資産額 (百万円)	89,750	115,712	129,202	121,252	125,334
1株当たり純資産額 (円)	616.05	796.18	931.93	926.00	959.19
1株当たり当期純利益 (円)	79.29	164.84	132.97	12.30	8.65
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	82.7	82.9	86.9	92.0	92.2
自己資本利益率 (%)	13.57	23.35	15.39	1.32	0.92
株価収益率 (倍)	37.43	13.59	13.03	78.87	95.69
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	13,943	6,985	36,897	1,711	5,844
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△3,778	△7,071	△6,693	△13,043	△10,912
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△1,103	△2,070	△4,119	△5,233	△2,256
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	23,308	22,160	49,058	33,171	27,036
従業員数 (人)	1,539	1,666	1,793	1,838	1,779

- (注) 1. 対象者グループは、試薬・機器事業および再生・細胞医療・遺伝子治療等の開発・製造を支援する CDMO (Contract Development and Manufacturing Organization) 事業に注力し、競争優位性を確保することを目指しております。そのため、売上高に比し多額の研究開発投資を行っております。第19期から第23期までの各期の売上高に占める研究開発費の割合はそれぞれ12.0%、9.0%、11.0%、19.1%、15.3%となっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	33,885	50,398	57,280	27,043	25,354
経常利益 (百万円)	11,495	25,063	17,444	3,853	453
当期純利益 (百万円)	8,681	18,485	14,313	2,899	209
資本金 (百万円)	14,965	14,965	14,965	14,965	14,965
発行済株式総数 (株)	120,415,600	120,415,600	120,415,600	120,415,600	120,415,600
純資産額 (百万円)	69,645	86,204	96,544	94,385	92,548
総資産額 (百万円)	81,124	101,386	108,607	100,320	97,864
1株当たり純資産額 (円)	578.38	715.89	801.76	783.83	768.57
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	16.00 (-)	33.00 (-)	42.00 (-)	17.00 (-)	17.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	72.10	153.51	118.87	24.08	1.74
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	85.9	85.0	88.9	94.1	94.6
自己資本利益率 (%)	13.20	23.72	15.66	3.04	0.22
株価収益率 (倍)	41.17	14.60	14.58	40.29	475.88
配当性向 (%)	22.2	21.5	35.3	70.6	977.0
従業員数 (人)	570	669	769	802	762
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	133.8 (142.1)	102.6 (145.0)	81.8 (153.4)	48.3 (216.8)	42.7 (213.4)
最高株価 (円)	3,535	3,350	2,336	1,790	1,186
最低株価 (円)	2,070	2,146	1,651	961	826

- (注) 1. 対象者は、試薬・機器事業および再生・細胞医療・遺伝子治療等の開発・製造を支援するCDMO事業に注力し、競争優位性を確保することを目指しております。そのため、売上高に比し多額の研究開発投資を行っております。第19期から第23期の各期の売上高に占める研究開発費の割合はそれぞれ11.1%、9.0%、10.8%、20.4%、16.6%となっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 最高株価および最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。